

資料編

1. 各種アンケート調査の結果	135
2. 品川区高齢者施策の取り組み	164
3. 住民基本台帳による地区別人口および高齢者数	175
4. 品川区介護保険制度推進委員会	176
5. 地域包括支援センター運営協議会	179
6. 品川区介護認定審査会	180
7. 地域密着型サービス運営委員会	181
8. 特別養護老人ホーム入所調整基準	182
9. 品川区における介護保険と高齢者保健福祉サービス体系	183
10. 介護保険制度担当組織の変遷	184
11. 介護保険制度担当組織	186
12. 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）	187

1. 各種アンケート調査の結果

(1) 令和4年度 品川区 介護予防事業対象者把握事業の結果

① 調査概要等

調査対象

○30,445 人中、令和3年度未回収者かつ 15,000 人抽出（層化無作為抽出（男女別・年齢別））
75 歳以上高齢者

調査期間

○2022（令和4）年 11 月～

調査票の配布・回答方法

○郵送配布・郵送回収

回答状況

- ・有効発送数：15,000 件
- ・回収数：7,845 件（回収率：52.3%）

判定基準

○地域支援事業実施要項に定められた基準

調査項目

○地域支援事業実施要項に定められた基本チェックリストの項目に独自設問を加えて作成した
「基本チェックリスト」の項目

集計結果と表記について

- ・小数点第 2 位以下を四捨五入して、小数点第 1 位までを表記しています。
- ・四捨五入により、合計が 100%にならないことがあります。

② 調査結果

- 介護予防事業対象者の該当率は「介護予防事業非対象者」が 69.2%、「介護予防事業対象者」が 30.8%となっています。

図表 1 介護予防事業対象者の該当率

判定結果	該当者数(人)	構成比(%)
介護予防事業非対象者	5,426	69.2%
介護予防事業対象者	2,419	30.8%
計	7,845	100.0%

※生活機能（全般）、運動機能、栄養状態、口腔機能のいずれかに該当する場合、介護予防事業対象者となる。

- 介護予防事業非対象者の年齢構成については、全体では「75～79 歳」が 60.1%と半数以上となっています。

図表 2 介護予防事業非対象者の年齢構成（単位：上段/人、下段/%）

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	計
全エリア	全体	0	0	3,260	1,616	493	39	18	5,426
		0.0%	0.0%	60.1%	29.8%	9.1%	0.7%	0.3%	100.0%
	男性	0	0	1,454	689	218	16	8	2,385
		0.0%	0.0%	61.0%	28.9%	9.1%	0.7%	0.3%	100.0%
	女性	0	0	1,806	927	275	23	10	3,041
		0.0%	0.0%	59.4%	30.5%	9.0%	0.8%	0.3%	100.0%

- 介護予防事業対象者の年齢構成については、全体では「75～79 歳」が 48.9%、次いで「80～84 歳」が 33.1%となっています。

図表 3 介護予防事業対象者の年齢構成（単位：上段/人、下段/%）

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	計
全エリア	全体	0	0	1,183	801	376	38	21	2,419
		0.0%	0.0%	48.9%	33.1%	15.5%	1.6%	0.9%	100.0%
	男性	0	0	500	307	129	11	7	954
		0.0%	0.0%	52.4%	32.2%	13.5%	1.2%	0.7%	100.0%
	女性	0	0	683	494	247	27	14	1,465
		0.0%	0.0%	46.6%	33.7%	16.9%	1.8%	1.0%	100.0%

(2) 令和4年度 品川区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 調査概要等

1)調査目的

- 第九期品川区介護保険事業計画策定に際して、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のための基礎データを得るため調査を実施しました。以下の結果のとおり、高齢者の価値観、生活様式は多様化しており、今後は自分で必要なサービスや支援を選択して、自身の生活をマネジメントすることが重要となります。
- 各地区の現状把握を引き続き行い、区民が主体的に健康づくり・介護予防に取り組むきっかけを作るための情報提供や、ニーズに応じた自立支援・介護予防の社会資源の整備を推進していきます。区民が主体的に健康づくり・介護予防の取組む「通いの場」づくりを推進します。
- 今後も品川区は保険者として、公平公正な介護保険制度の運営、質の高いサービスの提供、健全な保険財政運営に努めていきます。

2)調査の実施方法

調査対象：区内在住の65歳～74歳 5,500人を無作為抽出し、原則、要介護認定者は対象外としますが、認定時期等により含まれています。

調査期間：2023（令和5）年2月～3月

調査票の配布・回答方法：郵送配布・郵送回収

回答状況：・有効発送数：5,482件

・回収数：2,917件（回収率：53.2%）

・有効回収数：2,916件（全体のみ、通し番号不明の29票を含む）

3)集計：2,916件を母数として集計

4)設問の構成

- 国が示す必須項目に、品川区の独自項目を追加して下記の設問構成で実施しました。本計画書は、主要な調査結果のみを掲載しています。

問1 あなたのご家族や生活状況について

問2 からだを動かすことについて

問3 食べることについて

問4 毎日の生活について

問5 地域での活動について

問6 たすけあいについて

問7 健康について

問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

問9 耳の聞こえ方について

問10 健康維持・介護予防について

問11 生活支援サービスや情報通信技術（ICT）の利用について

5)集計結果と表記について

- ・小数点第2位以下を四捨五入して、小数点第1位までを表記しています。
- ・四捨五入により、合計が100%にならないことがあります。
- ・各設問について、「全体」集計と、「5歳階級」、「性別」、「13日常生活圏域別」、「要介護認定の状況」のクロス集計を掲載しています。

②主な調査の結果

○「家族構成」については、全体では「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 才以上）」36.0%、「その他」20.0%、「1 人暮らし」24.2%、「息子・娘との 2 世帯」13.5%などです。

図表1 家族構成			1 人 暮 ら し	6 5 歳 以 上 の 夫 婦 2 人 暮 ら し	6 4 歳 以 下 の 夫 婦 2 人 暮 ら し	2 息 子 ・ 娘 と の 世 帯	そ の 他	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	24.2	36.0	5.8	13.5	20.0	0.4
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	22.5	33.6	8.1	13.8	21.5	0.4
	70～74歳(n=1424)	100.0	26.0	38.6	3.4	13.3	18.3	0.4
性 別	男性(n=1333)	100.0	23.6	31.3	11.0	13.4	20.3	0.5
	女性(n=1554)	100.0	24.8	40.2	1.4	13.7	19.6	0.3
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	29.5	39.9	7.8	6.7	15.5	0.5
	品川2(n=255)	100.0	25.5	36.1	5.5	12.5	19.6	0.8
	大崎1(n=338)	100.0	24.0	35.2	7.4	13.0	20.1	0.3
	大崎2(n=177)	100.0	21.5	39.0	4.5	14.1	20.9	-
	八潮(n=175)	100.0	18.3	38.3	6.3	17.1	18.9	1.1
	大井1(n=356)	100.0	24.4	37.1	4.5	13.5	19.9	0.6
	大井2(n=202)	100.0	26.7	34.2	6.4	11.9	20.8	-
	大井3(n=151)	100.0	19.9	40.4	7.3	16.6	15.2	0.7
	荏原1(n=225)	100.0	23.1	37.3	6.7	12.0	20.4	0.4
	荏原2(n=165)	100.0	27.3	34.5	4.2	10.9	23.0	-
	荏原3(n=160)	100.0	26.3	33.8	6.9	16.3	16.3	0.6
	荏原4(n=232)	100.0	28.4	28.9	4.3	14.7	23.3	0.4
	荏原5(n=258)	100.0	19.4	36.0	4.7	17.4	22.5	-
区 分	一般(n=2841)	100.0	23.9	36.3	5.8	13.6	20.0	0.4
	事業対象者(n=3)	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-
	要支援(n=43)	100.0	44.2	20.9	4.7	9.3	20.9	-

○「普段の生活における介護・介助」については、全体では「介護・介助は必要ない」が 95.0%と 9 割以上で多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 3.0%、「現在、何らかの介護を受けている」が 1.8%です。

図表2 普段の生活に おける介護・介助 について			必 要 な ・ 介 助 は	現 在 に は 要 求 が あ る	介 護 を 受 け て い る	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	95.0	3.0	1.8	0.2
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	95.0	2.7	2.2	0.1
	70～74歳(n=1424)	100.0	94.9	3.4	1.4	0.4
性 別	男性(n=1333)	100.0	94.7	3.2	1.9	0.3
	女性(n=1554)	100.0	95.2	2.9	1.7	0.2
区 分	一般(n=2841)	100.0	96.1	2.6	1.1	0.2
	事業対象者(n=3)	100.0	-	66.7	33.3	-
	要支援(n=43)	100.0	27.9	27.9	44.2	-

○「物忘れが多いと感じるか」については、全体では「いいえ」が60.7%、「はい」が36.7%です。

図表3 物忘れが多いと感じるか			はい	いいえ	無回答
	全体(n=2916)	100.0	36.7	60.7	2.6
年齢	65～69歳(n=1463)	100.0	35.8	61.8	2.4
	70～74歳(n=1424)	100.0	37.4	59.9	2.7
性別	男性(n=1333)	100.0	36.1	60.8	3.2
	女性(n=1554)	100.0	37.0	60.9	2.1
日常生活圏域	品川1(n=193)	100.0	33.2	64.8	2.1
	品川2(n=255)	100.0	33.3	64.3	2.4
	大崎1(n=338)	100.0	33.7	64.5	1.8
	大崎2(n=177)	100.0	41.2	55.9	2.8
	八潮(n=175)	100.0	35.4	61.1	3.4
	大井1(n=356)	100.0	38.2	58.7	3.1
	大井2(n=202)	100.0	37.6	60.9	1.5
	大井3(n=151)	100.0	40.4	57.0	2.6
	荏原1(n=225)	100.0	33.3	61.8	4.9
	荏原2(n=165)	100.0	35.8	61.8	2.4
	荏原3(n=160)	100.0	41.9	56.9	1.3
	荏原4(n=232)	100.0	35.3	62.1	2.6
	荏原5(n=258)	100.0	39.5	58.1	2.3
区分	一般(n=2841)	100.0	36.5	61.0	2.5
	事業対象者(n=3)	100.0	66.7	33.3	-
	要支援(n=43)	100.0	41.9	51.2	7.0

○「週に1回以上は外出しているか」については、全体では「週5回以上」が56.7%で最も多く、次いで「週2～4回」が34.6%です。

図表4 週に1回以上は外出しているか			外ほ 出と しん など い	週 1 回	週 2 ～ 4 回	週 5 回 以上	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	1.7	5.3	34.6	56.7	1.7
年齢	65～69歳(n=1463)	100.0	1.7	5.2	32.1	59.7	1.3
	70～74歳(n=1424)	100.0	1.8	5.5	36.9	53.7	2.0
性別	男性(n=1333)	100.0	2.0	5.3	30.7	59.9	2.1
	女性(n=1554)	100.0	1.5	5.4	37.7	54.1	1.3
日常生活圏域	品川1(n=193)	100.0	1.6	9.3	33.7	54.9	0.5
	品川2(n=255)	100.0	1.2	3.5	31.8	60.8	2.7
	大崎1(n=338)	100.0	2.1	3.8	35.5	58.3	0.3
	大崎2(n=177)	100.0	2.3	5.6	33.3	56.5	2.3
	八潮(n=175)	100.0	1.7	5.1	37.7	53.7	1.7
	大井1(n=356)	100.0	1.4	4.2	34.0	59.0	1.4
	大井2(n=202)	100.0	-	5.0	30.7	63.4	1.0
	大井3(n=151)	100.0	2.0	7.3	41.7	46.4	2.6
	荏原1(n=225)	100.0	2.2	3.1	32.0	60.0	2.7
	荏原2(n=165)	100.0	1.8	6.7	29.1	60.0	2.4
	荏原3(n=160)	100.0	0.6	3.8	35.6	59.4	0.6
	荏原4(n=232)	100.0	3.4	7.8	34.5	51.7	2.6
	荏原5(n=258)	100.0	1.9	7.0	39.1	50.4	1.6
区分	一般(n=2841)	100.0	1.5	5.3	34.2	57.3	1.6
	事業対象者(n=3)	100.0	-	-	100.0	-	-
	要支援(n=43)	100.0	16.3	9.3	46.5	23.3	4.7

○「バスや電車を使って1人で外出しているか(自家用車でも可)」については、全体では「できるし、している」が89.1%、「できるけどしていない」が7.8%です。

図表5 バスや電車を使って 1人で外出している か(自家用車でも可)			し で て き る し 、	し で て き る な け い ど	で き な い	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	89.1	7.8	1.4	1.7
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	89.3	7.5	1.5	1.7
	70～74歳(n=1424)	100.0	89.0	7.9	1.3	1.8
性 別	男性(n=1333)	100.0	89.1	7.7	1.1	2.1
	女性(n=1554)	100.0	89.2	7.7	1.7	1.4
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	92.7	5.2	1.0	1.0
	品川2(n=255)	100.0	86.3	9.8	2.0	2.0
	大崎1(n=338)	100.0	90.5	7.4	1.2	0.9
	大崎2(n=177)	100.0	85.3	12.4	0.6	1.7
	八潮(n=175)	100.0	90.9	6.3	0.6	2.3
	大井1(n=356)	100.0	89.6	7.3	1.1	2.0
	大井2(n=202)	100.0	91.6	5.9	1.0	1.5
	大井3(n=151)	100.0	90.7	5.3	2.0	2.0
	荏原1(n=225)	100.0	84.4	11.6	1.3	2.7
	荏原2(n=165)	100.0	90.9	5.5	2.4	1.2
	荏原3(n=160)	100.0	90.0	8.8	0.6	0.6
	荏原4(n=232)	100.0	90.1	5.2	2.6	2.2
	荏原5(n=258)	100.0	87.2	8.5	1.9	2.3
区 分	一般(n=2841)	100.0	90.0	7.3	1.1	1.7
	事業対象者(n=3)	100.0	33.3	33.3	33.3	-
	要支援(n=43)	100.0	39.5	32.6	23.3	4.7

○「介護予防のための教室や「通いの場」への参加」については、そもそも「参加していない」が男性は91.8%、女性は86.7%と多い。参加者の参加頻度は、ばらつきがみられます。

図表6 介護予防のための 教室や「通いの場」 への参加頻度			週 4 回 以 上	週 2 ～ 3 回	週 1 回	月 1 ～ 3 回	年 に 数 回	参 加 し て い な い	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	0.1	0.4	0.8	0.8	0.7	88.8	8.3
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	0.1	0.3	0.8	0.7	0.4	90.9	6.8
	70～74歳(n=1424)	100.0	0.1	0.6	0.9	1.0	1.0	87.1	9.3
性 別	男性(n=1333)	100.0	-	0.4	0.3	0.5	0.7	91.8	6.4
	女性(n=1554)	100.0	0.2	0.5	1.3	1.2	0.7	86.7	9.5
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	-	0.5	0.5	0.5	1.0	89.6	7.8
	品川2(n=255)	100.0	-	1.2	0.8	0.8	-	89.0	8.2
	大崎1(n=338)	100.0	0.3	0.3	1.2	0.9	0.3	90.2	6.8
	大崎2(n=177)	100.0	-	0.6	0.6	1.1	0.6	89.8	7.3
	八潮(n=175)	100.0	-	0.6	1.7	1.7	-	86.9	9.1
	大井1(n=356)	100.0	0.3	0.3	0.8	0.8	1.4	89.0	7.3
	大井2(n=202)	100.0	0.5	-	0.5	1.0	1.0	89.1	7.9
	大井3(n=151)	100.0	-	-	1.3	0.7	1.3	90.7	6.0
	荏原1(n=225)	100.0	-	0.4	-	-	0.4	88.4	10.7
	荏原2(n=165)	100.0	-	-	0.6	2.4	1.2	87.9	7.9
	荏原3(n=160)	100.0	-	0.6	2.5	0.6	0.6	88.8	6.9
	荏原4(n=232)	100.0	-	0.9	-	0.4	0.9	91.4	6.5
	荏原5(n=258)	100.0	-	0.4	0.8	0.4	0.4	86.4	11.6
区 分	一般(n=2841)	100.0	0.1	0.4	0.8	0.8	0.7	89.0	8.1
	事業対象者(n=3)	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	要支援(n=43)	100.0	-	2.3	-	-	-	93.0	4.7

- 「収入のある仕事への参加」については、「参加していない」が男性は 42.9%、女性は 53.3%にとどまり、就労している高齢者が多い。参加頻度はばらつきがみられるものの、「週 4 回以上」が男性は 35.6%、女性は 22.8%で最も多く、頻度多く働いて収入を得ている高齢者が多い。5 歳階級別では、「週 4 回以上」が 65～69 歳が 35.1%、70～74 歳が 22.2%と差がみられます。

図表7 収入のある仕事 への参加頻度			週 4 回 以上	週 2 ～ 3 回	週 1 回	月 1 ～ 3 回	年 に 数 回	参 加 し て い な い	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	28.6	10.7	2.2	2.7	2.6	48.4	4.8
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	35.1	12.0	2.1	2.4	2.1	42.7	3.6
	70～74歳(n=1424)	100.0	22.2	9.2	2.2	3.0	3.2	54.4	5.8
性 別	男性(n=1333)	100.0	35.6	10.4	2.4	2.4	3.2	42.9	3.1
	女性(n=1554)	100.0	22.8	10.8	2.0	3.0	2.2	53.3	6.0
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	30.1	10.9	1.6	2.1	3.1	49.2	3.1
	品川2(n=255)	100.0	27.5	9.8	3.5	2.0	1.6	51.0	4.7
	大崎1(n=338)	100.0	32.8	11.5	2.4	2.1	3.6	43.5	4.1
	大崎2(n=177)	100.0	22.0	9.0	2.3	2.3	2.8	55.4	6.2
	八潮(n=175)	100.0	32.6	10.9	1.7	2.9	2.3	44.6	5.1
	大井1(n=356)	100.0	28.4	11.8	2.0	2.5	1.1	50.3	3.9
	大井2(n=202)	100.0	28.2	8.9	1.5	5.9	3.0	46.5	5.9
	大井3(n=151)	100.0	25.2	14.6	0.7	1.3	0.7	53.0	4.6
	荏原1(n=225)	100.0	26.7	6.7	2.2	4.4	3.6	48.9	7.6
	荏原2(n=165)	100.0	32.1	12.1	3.0	1.8	3.6	42.4	4.8
	荏原3(n=160)	100.0	28.1	15.0	1.3	3.1	2.5	46.9	3.1
	荏原4(n=232)	100.0	28.0	10.8	3.0	2.2	3.0	50.9	2.2
	荏原5(n=258)	100.0	29.1	8.1	2.3	2.7	3.5	48.8	5.4
区 分	一般(n=2841)	100.0	29.0	10.8	2.2	2.7	2.7	47.9	4.6
	事業対象者(n=3)	100.0	-	-	-	-	-	66.7	33.3
	要支援(n=43)	100.0	9.3	2.3	-	-	-	83.7	4.7

○「地域住民の有志によってグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進める場合、参加者として参加したいか」については、全体では「是非参加したい」が5.2%、「参加してもよい」が53.2%で、合わせて58.4%と過半数です。

図表8 地域住民有志 グループの活動への 参加意欲			是非 参加 したい	参加 しても よい	参加 した くない	既 に 参加 して いる	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	5.2	53.2	34.1	2.8	4.7
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	5.7	53.9	34.2	2.2	4.1
	70～74歳(n=1424)	100.0	4.7	52.7	33.9	3.4	5.2
性 別	男性(n=1333)	100.0	3.9	51.1	38.6	2.0	4.5
	女性(n=1554)	100.0	6.3	55.2	30.2	3.5	4.8
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	3.6	59.6	31.1	3.1	2.6
	品川2(n=255)	100.0	5.1	60.0	29.4	0.8	4.7
	大崎1(n=338)	100.0	5.6	56.5	32.2	1.5	4.1
	大崎2(n=177)	100.0	5.6	52.0	34.5	2.8	5.1
	八潮(n=175)	100.0	5.7	48.6	36.6	5.1	4.0
	大井1(n=356)	100.0	5.6	50.8	34.0	3.4	6.2
	大井2(n=202)	100.0	6.9	54.5	29.7	5.0	4.0
	大井3(n=151)	100.0	4.6	52.3	37.1	2.0	4.0
	荏原1(n=225)	100.0	5.8	50.7	36.0	1.8	5.8
	荏原2(n=165)	100.0	3.0	52.7	35.8	3.0	5.5
	荏原3(n=160)	100.0	7.5	59.4	26.9	1.9	4.4
	荏原4(n=232)	100.0	3.4	51.3	38.4	3.0	3.9
	荏原5(n=258)	100.0	4.7	45.7	40.7	3.9	5.0
区 分	一般(n=2841)	100.0	5.2	53.5	33.9	2.9	4.6
	事業対象者(n=3)	100.0	-	33.3	66.7	-	-
	要支援(n=43)	100.0	7.0	44.2	44.2	-	4.7

○「地域住民の有志によってグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進める場合、企画・運営（お世話役）として参加したいか」については、全体では「是非参加したい」が2.2%、「参加してもよい」が32.9%で、合わせて35.1%です。

図表9 地域住民有志グループ活動に企画・運営として参加したいか			是非 参加 したい	参加 しても よい	参加 した くない	既 に 参加 して いる	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	2.2	32.9	58.1	2.1	4.7
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	2.7	33.6	58.1	1.8	3.8
	70～74歳(n=1424)	100.0	1.8	32.3	58.1	2.3	5.5
性 別	男性(n=1333)	100.0	1.9	33.7	58.7	1.7	4.1
	女性(n=1554)	100.0	2.6	32.3	57.7	2.4	5.0
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	3.6	37.3	53.4	2.1	3.6
	品川2(n=255)	100.0	2.0	34.9	58.8	0.4	3.9
	大崎1(n=338)	100.0	3.0	35.5	56.2	1.2	4.1
	大崎2(n=177)	100.0	1.7	35.6	54.8	3.4	4.5
	八潮(n=175)	100.0	1.7	30.9	60.0	2.9	4.6
	大井1(n=356)	100.0	3.1	34.3	55.9	2.5	4.2
	大井2(n=202)	100.0	0.5	31.2	59.4	2.5	6.4
	大井3(n=151)	100.0	2.0	26.5	65.6	2.0	4.0
	荏原1(n=225)	100.0	1.8	30.2	60.4	1.8	5.8
	荏原2(n=165)	100.0	1.2	31.5	60.0	1.8	5.5
	荏原3(n=160)	100.0	3.8	38.1	51.9	1.9	4.4
	荏原4(n=232)	100.0	2.2	31.5	60.3	2.2	3.9
	荏原5(n=258)	100.0	1.9	28.7	60.9	3.1	5.4
区 分	一般(n=2841)	100.0	2.3	33.3	57.8	2.1	4.6
	事業対象者(n=3)	100.0	-	-	100.0	-	-
	要支援(n=43)	100.0	2.3	14.0	79.1	-	4.7

○「現在治療中、または後遺症のある病気はあるか」については、全体では「高血圧」が36.6%で最も多く、次いで「高脂血症（脂質異常）」が22.1%、「目の病気」が16.0%となっています。5歳階級別にみると、「ない」が65～69歳は24.0%だが、70～74歳は17.3%です。

図表10 現在治療中、または 後遺症のある病気		ない	高血圧	脳卒中（脳出血・ 脳梗塞等）	心臓病	糖尿病	高脂血症（ 脂質異常）	呼吸器の病気（肺炎 や気管支炎等）	胃腸・肝臓・ 胆のうの病気	腎臓・前立腺の 病気	関節症等）	筋骨格の病気 （骨粗しょう症、 骨折等）	外傷 （転倒・骨折等）	がん（悪性新生物）	血液・免疫の 病気	うつ病	認知症（アルツハイ マー病等）	パーキンソン病	目の病気	耳の病気	その他	無回答
全体(n=2916)		100.0	20.7	36.6	2.1	7.1	13.2	22.1	6.3	5.8	7.4	13.1	2.3	5.0	1.9	1.4	0.3	0.2	16.0	4.1	8.6	3.1
年齢	65～69歳(n=1463)	100.0	24.0	33.5	2.2	6.5	11.8	22.1	6.4	5.7	6.1	11.6	2.0	4.4	1.6	1.6	0.1	0.2	14.3	4.4	8.7	2.9
	70～74歳(n=1424)	100.0	17.3	39.8	2.0	7.9	14.5	22.1	6.1	5.9	8.8	14.7	2.7	5.7	2.0	1.2	0.4	0.3	17.8	3.8	8.5	3.1
性別	男性(n=1333)	100.0	18.9	44.3	3.0	10.0	18.0	20.3	6.8	6.4	13.7	6.8	1.7	5.0	1.5	1.3	0.2	0.2	15.2	3.3	6.8	2.0
	女性(n=1554)	100.0	22.2	30.0	1.3	4.8	8.9	23.7	5.8	5.3	2.1	18.5	2.9	5.1	2.1	1.5	0.3	0.3	16.7	4.8	10.2	3.9
日常生活圏域	品川1(n=193)	100.0	26.4	32.1	4.7	6.7	9.8	18.7	6.2	5.7	3.6	13.5	2.1	4.1	2.6	2.1	-	0.5	15.0	3.1	9.3	1.0
	品川2(n=255)	100.0	19.6	38.0	0.8	5.5	12.2	25.9	6.7	5.9	7.8	12.9	3.9	5.9	2.0	1.6	-	0.8	25.1	4.7	9.0	2.0
	大崎1(n=338)	100.0	22.8	38.2	1.2	8.6	12.1	24.3	6.2	4.1	8.0	12.4	3.3	4.7	2.1	2.1	0.6	-	19.8	3.8	8.0	1.8
	大崎2(n=177)	100.0	18.6	39.0	2.3	7.3	13.0	19.8	4.5	6.8	6.8	13.6	4.0	5.1	1.1	1.7	0.6	0.6	17.5	6.2	9.0	0.6
	八潮(n=175)	100.0	17.7	41.1	2.3	8.0	13.1	22.3	4.0	5.1	5.1	15.4	2.9	5.7	1.1	0.6	-	-	13.7	1.7	6.3	2.3
	大井1(n=356)	100.0	20.8	32.0	2.2	6.2	14.9	22.8	9.0	6.5	9.3	11.2	1.4	5.9	1.1	0.8	-	-	12.6	3.9	9.8	3.4
	大井2(n=202)	100.0	20.3	33.2	1.0	5.9	14.4	26.7	7.4	5.0	9.4	9.9	0.5	3.0	1.5	-	-	-	12.4	6.9	8.9	4.0
	大井3(n=151)	100.0	15.9	37.7	2.0	6.0	14.6	21.2	6.0	4.6	10.6	17.2	4.6	4.6	1.3	2.0	2.0	-	23.2	2.6	6.6	5.3
	荏原1(n=225)	100.0	22.7	39.1	2.2	9.8	13.3	20.4	4.0	3.1	6.2	14.7	1.3	4.4	1.8	0.4	-	-	13.3	3.6	6.2	2.7
	荏原2(n=165)	100.0	24.8	34.5	1.8	8.5	12.7	13.3	4.8	7.9	7.3	16.4	1.8	6.1	1.8	0.6	-	0.6	17.0	3.0	11.5	3.6
	荏原3(n=160)	100.0	21.3	39.4	2.5	9.4	9.4	21.3	8.1	6.3	8.1	11.3	1.9	3.8	3.1	1.9	-	-	12.5	3.8	6.3	3.8
	荏原4(n=232)	100.0	18.5	37.1	2.2	6.0	13.8	24.6	5.6	7.3	6.5	11.2	1.7	4.7	3.0	3.4	0.4	0.9	12.5	6.9	12.1	3.4
	荏原5(n=258)	100.0	18.2	37.2	2.7	6.2	15.5	21.3	6.6	7.4	7.0	14.0	1.6	6.6	1.6	0.8	0.4	-	13.6	2.3	7.4	5.8
	区分	一般(n=2841)	100.0	21.0	36.6	2.0	7.0	13.0	22.1	6.3	5.8	7.4	12.9	2.1	5.0	1.8	1.2	0.2	0.2	15.8	4.0	8.3
事業対象者(n=3)		100.0	-	66.7	33.3	66.7	66.7	-	-	66.7	33.3	-	-	-	-	B3.3	-	-	B3.3	B3.3	B3.3	-
要支援(n=43)		100.0	-	84.9	7.0	14.0	16.3	20.9	7.0	4.7	9.3	25.6	18.6	7.0	2.3	9.3	2.3	4.7	27.9	9.3	27.9	2.7

○「会話やテレビ・ラジオの音等が聞こえにくいと感じることがあるか」については、全体では「ある」が33.6%、「ない」が63.5%です。

○「補聴器等を使用しているか」については、全体では「耳の聞こえ方に特に不自由はない」が62.7%で最も多い。「耳鼻科医の診断に基づいて補聴器を使用している」は0.9%、「補聴器の販売店の薦めに基づいて補聴器を使用している」は1.1%です。

図表11 会話やテレビ・ラジオの音等が聞こえにく いと感じるか					図表12 補聴器等を使用 しているか										
		ある	ない	無回 答			しづいて いる	耳鼻科医 の診断に基 て補聴器を 使用するこ とはない	補聴器の販 売店の薦 めに基づい ている補聴 器の使用は 否	以前は補聴 器を使いま したが、現 在は使用し ていない	補聴器を使 したことは ない	補聴器以外 の助聴器 (※)を 使用してい る	補聴器以外 の助聴器 による聞こ え方にはな い方に特に	無回 答	
	全体(n=2916)	100.0	33.6	63.5	2.9	全体(n=2916)	100.0	0.9	1.1	0.6	57.1	1.6	62.7	6.8	
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	31.9	65.3	2.8	年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	0.5	0.8	0.2	56.9	1.1	64.1	5.9
	70～74歳(n=1424)	100.0	35.4	61.8	2.8	70～74歳(n=1424)	100.0	1.3	1.5	1.1	57.9	2.0	61.3	7.4	
性 別	男性(n=1333)	100.0	34.8	62.1	3.1	性 別	男性(n=1333)	100.0	0.6	1.2	0.6	60.2	1.7	60.7	5.9
	女性(n=1554)	100.0	32.6	64.9	2.6	女性(n=1554)	100.0	1.2	1.1	0.6	55.0	1.5	64.5	7.3	
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	30.6	66.8	2.6	日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	1.0	1.6	0.5	51.8	1.0	68.9	8.3
	品川2(n=255)	100.0	31.8	65.5	2.7		品川2(n=255)	100.0	1.2	2.4	0.4	55.3	2.0	65.1	5.5
	大崎1(n=338)	100.0	29.0	70.1	0.9		大崎1(n=338)	100.0	0.9	0.3	-	58.0	0.9	69.8	3.8
	大崎2(n=177)	100.0	37.3	58.8	4.0		大崎2(n=177)	100.0	1.1	1.7	1.1	57.1	2.3	55.9	9.0
	八潮(n=175)	100.0	33.7	63.4	2.9		八潮(n=175)	100.0	0.6	1.7	-	58.9	1.1	62.3	5.7
	大井1(n=356)	100.0	34.3	62.6	3.1		大井1(n=356)	100.0	1.1	1.4	0.8	61.5	1.7	59.6	7.3
	大井2(n=202)	100.0	36.6	61.4	2.0		大井2(n=202)	100.0	0.5	-	0.5	56.9	2.5	62.9	5.9
	大井3(n=151)	100.0	35.1	62.9	2.0		大井3(n=151)	100.0	0.7	2.0	3.3	53.6	1.3	62.9	5.3
	荏原1(n=225)	100.0	30.7	65.3	4.0		荏原1(n=225)	100.0	0.9	1.8	0.4	53.3	0.9	68.0	5.3
	荏原2(n=165)	100.0	31.5	63.6	4.8		荏原2(n=165)	100.0	-	-	1.2	59.4	1.8	61.8	6.1
	荏原3(n=160)	100.0	43.8	53.1	3.1		荏原3(n=160)	100.0	1.3	0.6	-	64.4	0.6	56.9	6.9
区 分	荏原4(n=232)	100.0	33.6	63.8	2.6	区 分	荏原4(n=232)	100.0	1.7	0.4	0.4	56.0	1.3	62.1	8.2
	荏原5(n=258)	100.0	34.5	62.4	3.1		荏原5(n=258)	100.0	0.4	1.2	0.4	58.5	2.7	55.8	9.7
	一般(n=2841)	100.0	33.4	63.8	2.7		一般(n=2841)	100.0	0.9	1.2	0.6	57.5	1.6	62.9	6.6
	事業対象者(n=3)	100.0	100.0	-	-		事業対象者(n=3)	100.0	-	-	-	33.3	-	66.7	-
	要支援(n=43)	100.0	39.5	53.5	7.0		要支援(n=43)	100.0	2.3	-	2.3	55.8	-	53.5	11.6

※難聴者向けの集音器、ヘッドホン、スピーカー等

○「健康維持や介護予防において有効なことで行っていること」については、全体では「たんぱく質が不足しないよう、食事に気をつけている」が68.8%で最も多く、次いで「概ね1日1回以上、外出している」が66.9%、「エネルギーが不足しないよう、食事に気をつけている」が57.3%、「定期的に、血圧、心拍数、血糖値、体重等を計測している」が54.0%と過半数です。

図表13 健康維持や介護 予防において 行っていること			概ね1日1回以上、 外出している	友人・知人などと 交流している	概ね週1回以上、 活動に参加している	趣味・月1回以上、 活動に参加している	食事に気をつけている	たんぱく質が 不足しないよう、 食事に気をつけている	エネルギーが不足 しないよう、食事に 気をつけている	歯磨きをして いる	なるべく毎食後に 歯磨きをして いる	定期的な、足腰の 下半身の鍛え る	定期的な、足腰の 下半身の鍛え る	1日の歩数目標を 立てる	数、血糖値、体重 等を	定期的な、血圧、心 拍	介護予防に 取り組んでいる	その他の健康維持 や	行っていない	いずれも ない	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	66.9	37.7	26.0	68.8	57.3	45.8	44.8	46.9	54.0	14.0	2.2	1.7							
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	69.9	38.5	26.0	68.7	57.2	46.1	45.7	45.8	52.5	14.2	2.7	1.5							
	70～74歳(n=1424)	100.0	64.0	37.1	26.0	69.2	57.7	45.6	44.1	48.2	55.8	13.7	1.6	1.9							
性 別	男性(n=1333)	100.0	70.7	31.9	20.3	58.3	49.5	38.4	38.4	47.0	56.2	11.6	3.2	1.7							
	女性(n=1554)	100.0	63.7	42.9	30.9	78.1	64.2	52.3	50.5	47.0	52.3	16.0	1.4	1.7							
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	61.7	39.4	24.9	71.0	58.5	44.6	44.0	45.1	45.6	13.5	2.6	2.6							
	品川2(n=255)	100.0	69.0	36.9	23.9	65.5	55.7	46.7	49.4	42.0	56.5	12.9	0.8	3.1							
	大崎1(n=338)	100.0	67.2	44.7	26.9	73.7	63.0	43.5	50.0	47.3	55.3	15.4	1.8	1.5							
	大崎2(n=177)	100.0	61.0	33.9	29.9	68.4	59.9	45.8	44.1	46.9	59.9	14.7	1.1	1.7							
	八潮(n=175)	100.0	64.0	36.0	23.4	70.3	60.0	51.4	42.9	48.6	54.9	13.7	3.4	1.1							
	大井1(n=356)	100.0	65.7	35.1	24.4	69.9	58.4	43.5	42.7	48.0	52.8	16.9	2.5	1.4							
	大井2(n=202)	100.0	72.3	36.6	32.7	67.3	55.0	47.0	43.1	49.5	54.5	19.3	3.5	1.5							
	大井3(n=151)	100.0	59.6	37.1	23.2	71.5	61.6	44.4	49.7	47.0	51.0	13.2	2.0	-							
	荏原1(n=225)	100.0	75.6	36.0	25.3	68.9	53.8	44.4	48.0	44.4	58.7	11.1	2.7	0.4							
	荏原2(n=165)	100.0	72.1	44.2	31.5	75.8	62.4	47.9	47.3	57.0	58.8	15.8	-	3.0							
	荏原3(n=160)	100.0	71.9	38.1	28.8	66.9	52.5	51.9	41.3	55.6	53.1	6.9	0.6	1.9							
	荏原4(n=232)	100.0	65.9	37.9	24.6	62.5	51.3	46.1	41.8	43.5	52.6	12.1	4.3	2.2							
荏原5(n=258)	100.0	63.6	34.5	21.7	65.5	54.3	45.0	39.1	41.9	50.4	12.8	2.3	1.6								
区 分	一般(n=2841)	100.0	67.6	38.0	26.3	69.3	57.7	46.0	45.0	47.3	54.2	13.8	2.0	1.7							
	事業対象者(n=3)	100.0	-	66.7	-	100.0	100.0	33.3	-	-	100.0	-	-	-							
	要支援(n=43)	100.0	30.2	23.3	7.0	44.2	37.2	39.5	44.2	25.6	46.5	23.3	11.6	2.3							

○『健康維持や介護予防において有効なことで行っていること』10項目を各1点として点数化したところ、全体の平均点は4.7点です。また、女性が5.1点、男性が4.3点と差は1点未満であるが、女性の方が高くなっています。

図表14 健康維持や介護予防 において行っている こと（点数）			調 査 数	平 均 値	最 小 値	最 大 値
	全体(n=2916)	100.0	2866	4.7	0.0	10.0
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	1441	4.7	0.0	10.0
	70～74歳(n=1424)	100.0	1397	4.7	0.0	10.0
性 別	男性(n=1333)	100.0	1310	4.3	0.0	10.0
	女性(n=1554)	100.0	1528	5.1	0.0	10.0
日 常 生 活 関 域	品川1(n=193)	100.0	188	4.6	0.0	10.0
	品川2(n=255)	100.0	247	4.7	0.0	10.0
	大崎1(n=338)	100.0	333	4.9	0.0	10.0
	大崎2(n=177)	100.0	174	4.7	0.0	10.0
	八潮(n=175)	100.0	173	4.7	0.0	10.0
	大井1(n=356)	100.0	351	4.6	0.0	10.0
	大井2(n=202)	100.0	199	4.8	0.0	10.0
	大井3(n=151)	100.0	151	4.6	0.0	10.0
	荏原1(n=225)	100.0	224	4.7	0.0	10.0
	荏原2(n=165)	100.0	160	5.3	1.0	10.0
	荏原3(n=160)	100.0	157	4.8	0.0	10.0
	荏原4(n=232)	100.0	227	4.5	0.0	10.0
荏原5(n=258)	100.0	254	4.4	0.0	10.0	
区 分	一般(n=2841)	100.0	2793	4.7	0.0	10.0
	事業対象者(n=3)	100.0	3	4.0	3.0	5.0
	要支援(n=43)	100.0	42	3.3	0.0	8.0

○「医療機関の定期的な受診」については、全体では「定期的に歯科健診や歯科治療を受けている」が57.4%で最も多く、次いで「定期的に眼科の診察や治療を受けている」が30.3%、「いずれも受診していない」が28.6%です。

図表15 医療機関の定期的な受診 (複数回答)			を歯 受科 け健 て診 に い や 歯 科 治 療	を眼 受科 けの て診 に い 察 や 治 療	を耳 受鼻 け科 ての に 診 察 や 治 療	受い 診ず しれ ても い ない	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	57.4	30.3	6.0	28.6	3.5
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	58.3	28.0	6.3	28.5	3.1
	70～74歳(n=1424)	100.0	56.3	32.9	5.7	29.0	3.7
性 別	男性(n=1333)	100.0	51.2	26.0	5.2	34.7	4.1
	女性(n=1554)	100.0	62.5	34.2	6.7	23.6	2.8
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	57.5	29.5	6.7	27.5	4.1
	品川2(n=255)	100.0	54.1	34.9	7.8	23.9	4.3
	大崎1(n=338)	100.0	63.0	38.2	6.2	24.0	2.1
	大崎2(n=177)	100.0	56.5	37.9	6.8	26.0	4.0
	八潮(n=175)	100.0	50.9	27.4	2.3	37.1	2.3
	大井1(n=356)	100.0	55.3	32.3	6.5	30.6	2.8
	大井2(n=202)	100.0	64.4	29.2	5.4	25.7	2.0
	大井3(n=151)	100.0	59.6	42.4	4.6	25.2	4.0
	荏原1(n=225)	100.0	59.6	23.6	4.4	30.2	1.3
	荏原2(n=165)	100.0	59.4	28.5	6.7	26.1	4.2
	荏原3(n=160)	100.0	56.3	25.0	3.8	31.3	3.8
	荏原4(n=232)	100.0	53.0	19.0	7.8	35.3	4.7
	荏原5(n=258)	100.0	55.0	25.2	6.6	31.8	5.4
区 分	一般(n=2841)	100.0	57.6	30.3	5.9	28.7	3.4
	事業対象者(n=3)	100.0	66.7	33.3	33.3	-	-
	要支援(n=43)	100.0	39.5	32.6	9.3	34.9	4.7

○「住み慣れた我が家で暮らし続けたいか」については、全体では「思う」が74.7%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が18.6%です。

図表16 住み慣れた我が家で 暮らし続けたいか			思 う	思 わ ない	い ど え ち な ら い と も	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	74.7	3.8	18.6	2.9
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	74.3	5.1	18.0	2.5
	70～74歳(n=1424)	100.0	74.9	2.6	19.3	3.2
性 別	男性(n=1333)	100.0	75.3	4.3	16.9	3.5
	女性(n=1554)	100.0	73.9	3.5	20.2	2.3
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	76.7	5.7	17.1	0.5
	品川2(n=255)	100.0	70.6	3.5	22.7	3.1
	大崎1(n=338)	100.0	73.7	5.3	19.8	1.2
	大崎2(n=177)	100.0	75.7	7.9	14.1	2.3
	八潮(n=175)	100.0	79.4	4.6	13.1	2.9
	大井1(n=356)	100.0	75.8	2.8	17.7	3.7
	大井2(n=202)	100.0	74.3	3.5	20.8	1.5
	大井3(n=151)	100.0	72.2	4.0	20.5	3.3
	荏原1(n=225)	100.0	73.8	2.7	20.0	3.6
	荏原2(n=165)	100.0	77.0	3.6	15.8	3.6
	荏原3(n=160)	100.0	76.3	2.5	18.8	2.5
	荏原4(n=232)	100.0	73.3	2.2	19.4	5.2
	荏原5(n=258)	100.0	73.3	3.1	19.8	3.9
区 分	一般(n=2841)	100.0	74.4	3.9	18.9	2.8
	事業対象者(n=3)	100.0	100.0	-	-	-
	要支援(n=43)	100.0	81.4	2.3	7.0	9.3

○「なるべく健康寿命（日常生活に制限のない期間）を伸ばしたいか」については、全体では「思う」が87.6%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が6.5%です。

図表17 なるべく健康寿命を 伸ばしたいか			思 う	思 わ な い	い ど え ち な ら い と も	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	87.6	3.0	6.5	2.9
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	89.1	2.7	5.6	2.6
	70～74歳(n=1424)	100.0	86.1	3.4	7.4	3.2
性 別	男性(n=1333)	100.0	87.5	2.9	6.2	3.4
	女性(n=1554)	100.0	87.7	3.1	6.8	2.4
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	91.2	2.6	5.7	0.5
	品川2(n=255)	100.0	88.2	2.0	6.3	3.5
	大崎1(n=338)	100.0	91.4	2.4	4.7	1.5
	大崎2(n=177)	100.0	89.8	2.3	5.1	2.8
	八潮(n=175)	100.0	84.6	4.0	8.0	3.4
	大井1(n=356)	100.0	86.8	3.1	6.5	3.7
	大井2(n=202)	100.0	91.1	2.5	5.4	1.0
	大井3(n=151)	100.0	85.4	4.0	7.9	2.6
	荏原1(n=225)	100.0	89.3	2.2	4.9	3.6
	荏原2(n=165)	100.0	87.3	1.2	7.9	3.6
	荏原3(n=160)	100.0	89.4	3.1	6.9	0.6
	荏原4(n=232)	100.0	82.8	3.9	8.2	5.2
	荏原5(n=258)	100.0	81.8	5.8	8.1	4.3
区 分	一般(n=2841)	100.0	87.9	2.9	6.4	2.8
	事業対象者(n=3)	100.0	66.7	33.3	-	-
	要支援(n=43)	100.0	69.8	9.3	11.6	9.3

○「なるべく家族や周りに迷惑をかけずに暮らしたいか」については、全体では「思う」が93.9%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が2.3%です。

図表18 なるべく家族や周りに 迷惑をかけずに 暮らしたいか			思 う	思 わ な い	い ど え ち な ら い と も	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	93.9	0.9	2.3	2.9
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	95.1	0.9	1.6	2.4
	70～74歳(n=1424)	100.0	92.7	0.8	3.2	3.3
性 別	男性(n=1333)	100.0	92.0	1.3	3.0	3.7
	女性(n=1554)	100.0	95.6	0.5	1.8	2.1
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	96.9	1.6	1.0	0.5
	品川2(n=255)	100.0	96.1	-	1.2	2.7
	大崎1(n=338)	100.0	95.0	1.5	2.4	1.2
	大崎2(n=177)	100.0	96.6	0.6	-	2.8
	八潮(n=175)	100.0	93.7	-	2.9	3.4
	大井1(n=356)	100.0	93.5	0.3	3.1	3.1
	大井2(n=202)	100.0	95.5	0.5	3.0	1.0
	大井3(n=151)	100.0	92.1	2.6	2.6	2.6
	荏原1(n=225)	100.0	94.7	0.4	1.3	3.6
	荏原2(n=165)	100.0	93.3	-	2.4	4.2
	荏原3(n=160)	100.0	93.1	0.6	5.0	1.3
	荏原4(n=232)	100.0	89.2	1.3	3.4	6.0
	荏原5(n=258)	100.0	91.5	1.9	2.3	4.3
区 分	一般(n=2841)	100.0	94.1	0.9	2.3	2.7
	事業対象者(n=3)	100.0	100.0	-	-	-
	要支援(n=43)	100.0	81.4	-	9.3	9.3

○「趣味や好きなことを続けたいか」については、全体では「思う」が83.0%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が11.1%です。

図表19 趣味や好きなことを 続けたいか			思 う	思 わ な い	い ど え ち な ら い と も	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	83.0	2.7	11.1	3.3
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	85.6	2.2	9.6	2.6
	70～74歳(n=1424)	100.0	80.3	3.2	12.6	3.9
性 別	男性(n=1333)	100.0	81.4	3.1	11.6	3.9
	女性(n=1554)	100.0	84.4	2.3	10.7	2.6
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	82.4	3.1	14.0	0.5
	品川2(n=255)	100.0	84.7	2.4	9.8	3.1
	大崎1(n=338)	100.0	88.2	2.1	8.3	1.5
	大崎2(n=177)	100.0	84.7	2.8	9.0	3.4
	八潮(n=175)	100.0	79.4	3.4	13.7	3.4
	大井1(n=356)	100.0	78.7	2.2	14.6	4.5
	大井2(n=202)	100.0	84.2	3.5	10.9	1.5
	大井3(n=151)	100.0	88.7	2.0	6.6	2.6
	荏原1(n=225)	100.0	82.7	1.3	11.1	4.9
	荏原2(n=165)	100.0	81.8	2.4	11.5	4.2
	荏原3(n=160)	100.0	80.6	1.3	16.3	1.9
	荏原4(n=232)	100.0	84.9	2.2	7.8	5.2
	荏原5(n=258)	100.0	78.7	5.8	11.2	4.3
区 分	一般(n=2841)	100.0	83.4	2.6	10.9	3.1
	事業対象者(n=3)	100.0	66.7	-	33.3	-
	要支援(n=43)	100.0	58.1	9.3	23.3	9.3

○「参加したいと思う「通いの場」の内容」については、全体では「趣味活動」が40.6%で最も多く、次いで「体操（運動）」が40.2%です。「参加したいと思わない」は21.8%で、参加意向は高いが、参加したいと思う内容は多様である。ただし、性別では、「参加したいと思わない」は男性が27.8%で、女性の16.5%より10ポイント以上高くなっています。

図表20 参加したいと思う 「通いの場」の内容			体 操 （ 運 動 ）	会 食	茶 話 会	認 知 症 予 防	趣 味 活 動	タ ブ レ ット 講 習	生 涯 学 習	ボ ラ ン テ ィ ア 活 動	就 労 的 活 動	多 世 代 交 流	そ の 他	思 わ な い と	無 回 答
	全体(n=2916)	100.0	40.2	14.1	9.0	11.7	40.6	17.9	18.5	15.5	14.9	9.1	3.3	21.8	4.9
年 齢	65～69歳(n=1463)	100.0	40.5	13.9	7.9	12.0	41.4	17.3	19.8	17.1	17.2	10.1	2.7	21.2	4.9
	70～74歳(n=1424)	100.0	40.2	14.5	10.2	11.6	40.0	18.5	17.5	14.1	12.6	8.2	3.7	22.3	4.9
性 別	男性(n=1333)	100.0	29.7	13.4	4.3	7.0	38.2	13.3	16.7	13.1	14.8	9.1	3.2	27.8	4.9
	女性(n=1554)	100.0	49.5	14.9	13.1	16.0	42.9	21.9	20.3	17.8	15.1	9.3	3.3	16.5	4.9
日 常 生 活 圏 域	品川1(n=193)	100.0	40.9	15.5	6.7	8.3	40.4	17.6	21.8	16.1	13.5	11.9	2.1	18.1	4.9
	品川2(n=255)	100.0	43.1	12.9	8.2	11.0	39.6	13.7	19.2	18.8	12.5	10.6	1.2	22.0	4.9
	大崎1(n=338)	100.0	42.0	14.5	10.9	11.8	43.2	17.5	19.5	18.0	13.9	14.5	4.1	19.8	4.9
	大崎2(n=177)	100.0	40.1	16.4	7.9	14.7	41.8	21.5	20.3	14.1	7.3	4.0	5.1	23.2	4.9
	八潮(n=175)	100.0	41.1	13.7	11.4	10.9	40.0	18.9	20.0	12.0	18.3	10.3	4.0	21.7	4.9
	大井1(n=356)	100.0	42.1	17.1	9.3	14.9	41.6	20.8	14.6	15.2	18.0	9.0	2.8	20.8	4.9
	大井2(n=202)	100.0	39.6	15.8	7.9	10.9	42.6	20.8	20.8	17.3	12.9	7.9	4.5	24.8	4.9
	大井3(n=151)	100.0	41.1	13.9	9.9	11.9	40.4	16.6	21.9	13.9	20.5	8.6	4.6	22.5	4.9
	荏原1(n=225)	100.0	40.4	12.4	7.1	5.3	38.2	14.2	16.4	14.2	11.6	9.3	2.2	23.1	4.9
	荏原2(n=165)	100.0	38.8	13.3	9.1	11.5	35.8	19.4	18.8	18.2	13.3	7.3	1.2	24.2	6.1
	荏原3(n=160)	100.0	45.6	11.9	10.0	14.4	46.9	21.9	25.6	16.9	26.9	7.5	1.3	13.1	1.9
	荏原4(n=232)	100.0	35.8	14.7	10.8	15.5	37.9	18.1	14.7	13.8	15.1	6.5	1.7	23.3	6.5
	荏原5(n=258)	100.0	34.1	10.9	7.8	11.2	39.9	14.0	15.9	13.2	13.2	7.8	6.6	25.6	4.3
区 分	一般(n=2841)	100.0	40.5	14.2	8.9	11.8	41.1	17.9	18.9	15.8	15.1	9.1	3.2	21.6	3.8
	事業対象者(n=3)	100.0	66.7	-	66.7	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-
	要支援(n=43)	100.0	30.2	16.3	14.0	11.6	16.3	16.3	2.3	4.7	2.3	14.0	2.3	32.6	7.0

図表21 家庭で生活支援サービスを利用しているか (複数回答)			食事・食材の宅配 (出前含む)	商店、ネット)	日用品の配送 (生協、スーパー、)	出前クリーニング	ホームセキュリティ ・サービス	見守り・緊急通報 サービス	自費の家政婦 サービス	ハウスクリーニング	金融機関の 出張サービス	社会福祉協議会の 支え愛サービス	その他	利用していない	無回答
	全体(n=2916)	100.0	5.2	17.1	1.3	3.5	0.8	0.4	1.8	0.6	0.9	1.0	73.1	3.3	
年齢	65～69歳(n=1463)	100.0	5.7	17.5	1.2	3.7	0.8	0.5	1.8	0.5	0.8	1.2	73.3	2.7	
	70～74歳(n=1424)	100.0	4.8	16.9	1.3	3.4	0.7	0.4	1.9	0.7	1.1	0.8	72.7	3.7	
性別	男性(n=1333)	100.0	5.6	13.1	1.4	3.8	0.8	0.5	1.8	0.7	0.7	1.3	75.9	3.7	
	女性(n=1554)	100.0	5.0	20.8	1.2	3.3	0.7	0.4	1.9	0.6	1.2	0.8	70.5	2.8	
日常生活圏域	品川1(n=193)	100.0	3.1	15.5	4.1	6.2	0.5	1.6	1.6	-	1.6	1.6	75.6	2.1	
	品川2(n=255)	100.0	7.1	20.4	0.8	1.2	0.4	-	2.0	0.4	1.6	1.2	69.0	4.3	
	大崎1(n=338)	100.0	5.9	21.9	2.7	8.0	1.2	1.2	3.8	0.6	1.5	1.2	63.9	3.8	
	大崎2(n=177)	100.0	5.1	16.9	1.1	4.0	0.6	-	2.8	1.1	1.7	1.1	70.6	4.0	
	八潮(n=175)	100.0	2.3	20.0	1.1	-	-	0.6	-	-	-	-	74.3	2.9	
	大井1(n=356)	100.0	5.6	19.7	-	2.5	1.4	-	2.0	0.6	0.6	1.7	70.8	3.7	
	大井2(n=202)	100.0	5.4	15.8	2.0	3.5	1.0	-	0.5	-	-	1.5	76.7	1.5	
	大井3(n=151)	100.0	7.9	25.8	0.7	5.3	0.7	1.3	2.6	0.7	-	0.7	65.6	2.0	
	荏原1(n=225)	100.0	4.4	13.3	1.3	1.8	0.9	0.4	1.3	1.3	0.9	0.4	79.1	3.1	
	荏原2(n=165)	100.0	7.9	13.9	2.4	6.7	0.6	1.2	1.2	0.6	-	-	75.8	1.8	
	荏原3(n=160)	100.0	3.1	11.3	0.6	1.9	-	-	1.3	1.3	1.9	0.6	82.5	1.9	
	荏原4(n=232)	100.0	5.2	12.9	-	2.6	0.9	-	1.3	0.4	0.4	1.7	75.0	4.3	
荏原5(n=258)	100.0	4.7	13.2	0.4	1.9	0.8	-	1.9	1.2	1.6	0.8	77.1	4.3		
区分	一般(n=2841)	100.0	5.2	17.1	1.3	3.5	0.7	0.4	1.8	0.6	0.7	0.8	73.4	3.2	
	事業対象者(n=3)	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	83.3	-	66.7	-	
	要支援(n=43)	100.0	11.6	23.3	2.3	7.0	4.7	2.3	4.7	-	11.6	14.0	48.8	2.3	

「健康管理（栄養・運動・睡眠・歩数・心拍数等の計測や記録）」は 30.4%が利用しています。「見守り・緊急通報サービス」は 5.3%です。その他の項目は 10%以上で、生活の中に ICT が浸透しています。

図表22 ICTの利用方法			音声通話	(Fskype等)	テレビ電話 (LINE、Facebook等)	メール	Facebook、Twitter、Instagram等	情報収集・調べもの	各種申請・予約・申し込み	ストリーミング等	動画・映画・ゲーム等の娯楽	計測や記録の心拍数等の運動管理(栄養・睡眠・歩数・歩数)	健康緊急通報	見守り・安否確認	品物の注文、チケット・サービスの予約	代金決済、振込み	インターネットバンキング(預貯金の預入れ、引き出し、支払)	(Zoom、Teams等)	利用していない	無回答
	全体(n=2916)	100.0	62.3	40.5	82.4	36.8	70.0	45.5	45.1	30.4	5.3	46.0	35.4	23.5	16.9	6.6	2.5			
年齢	65～69歳(n=1463)	100.0	66.1	44.8	85.2	42.0	75.2	52.7	52.1	32.7	6.6	53.0	39.0	27.7	16.9	5.0	2.4			
	70～74歳(n=1424)	100.0	58.8	36.0	79.6	31.5	64.8	38.3	38.2	28.2	4.0	39.2	31.9	19.4	16.9	8.1	2.5			
性別	男性(n=1333)	100.0	62.8	37.2	78.0	35.8	67.8	47.9	45.2	27.5	6.2	44.6	38.9	29.4	16.9	7.7	3.1			
	女性(n=1554)	100.0	62.2	43.3	86.2	37.6	72.0	43.6	45.2	33.0	4.6	47.5	32.6	18.6	16.9	5.5	1.9			
日常生活圏域	品川1(n=193)	100.0	68.4	43.0	82.4	37.8	72.0	52.3	47.7	28.0	5.2	52.8	38.3	29.0	16.9	9.3	2.1			
	品川2(n=255)	100.0	64.7	40.0	83.5	33.3	69.4	45.9	44.3	33.7	5.9	47.1	35.7	23.1	16.9	3.1	3.5			
	大崎1(n=338)	100.0	68.9	42.3	85.5	41.4	74.0	52.7	48.8	30.5	5.6	53.0	40.5	30.2	16.9	5.6	3.0			
	大崎2(n=177)	100.0	64.4	52.0	85.9	41.2	72.9	49.7	48.0	27.1	5.6	50.3	42.4	25.4	16.9	5.1	1.7			
	八潮(n=175)	100.0	64.0	46.3	81.7	32.6	67.4	39.4	44.0	36.6	5.1	45.1	32.6	19.4	16.9	7.4	1.1			
	大井1(n=356)	100.0	60.1	38.8	81.5	36.8	67.4	41.6	44.4	30.3	6.5	41.3	32.6	19.4	16.9	8.4	2.5			
	大井2(n=202)	100.0	61.4	47.5	86.1	34.7	68.8	50.5	44.1	34.2	5.4	49.5	37.1	25.7	16.9	5.4	1.0			
	大井3(n=151)	100.0	59.6	47.7	83.4	42.4	77.5	51.0	51.7	35.1	3.3	49.0	33.8	25.8	16.9	6.6	2.0			
	荏原1(n=225)	100.0	62.7	35.1	84.9	34.7	72.9	45.3	46.7	28.9	5.3	46.7	37.8	31.1	16.9	6.2	0.9			
	荏原2(n=165)	100.0	65.5	40.0	86.1	38.8	73.9	45.5	50.3	38.8	5.5	52.1	37.6	22.4	18.2	3.0	2.4			
	荏原3(n=160)	100.0	60.0	36.3	81.9	35.6	72.5	43.1	40.0	29.4	5.0	38.1	30.0	20.0	13.8	5.6	1.9			
	荏原4(n=232)	100.0	59.1	34.1	76.3	35.8	61.2	43.5	40.9	23.7	5.6	40.5	35.3	17.2	11.2	9.9	4.3			
	荏原5(n=258)	100.0	53.5	31.0	74.8	33.7	65.9	34.5	39.5	24.8	3.9	37.6	27.5	17.8	14.7	7.8	3.9			
区分	一般(n=2841)	100.0	62.6	40.8	82.8	37.0	70.7	46.0	45.5	30.7	5.4	46.6	35.9	23.9	18.9	6.4	2.4			
	事業対象者(n=3)	100.0	66.7	-	66.7	-	-	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-			
	要支援(n=43)	100.0	55.8	25.6	58.1	25.6	34.9	18.6	27.9	16.3	2.3	23.3	11.6	7.0	7.0	14.0	4.7			

(3) 介護保険の在宅サービス利用者のモニタリングアンケート調査

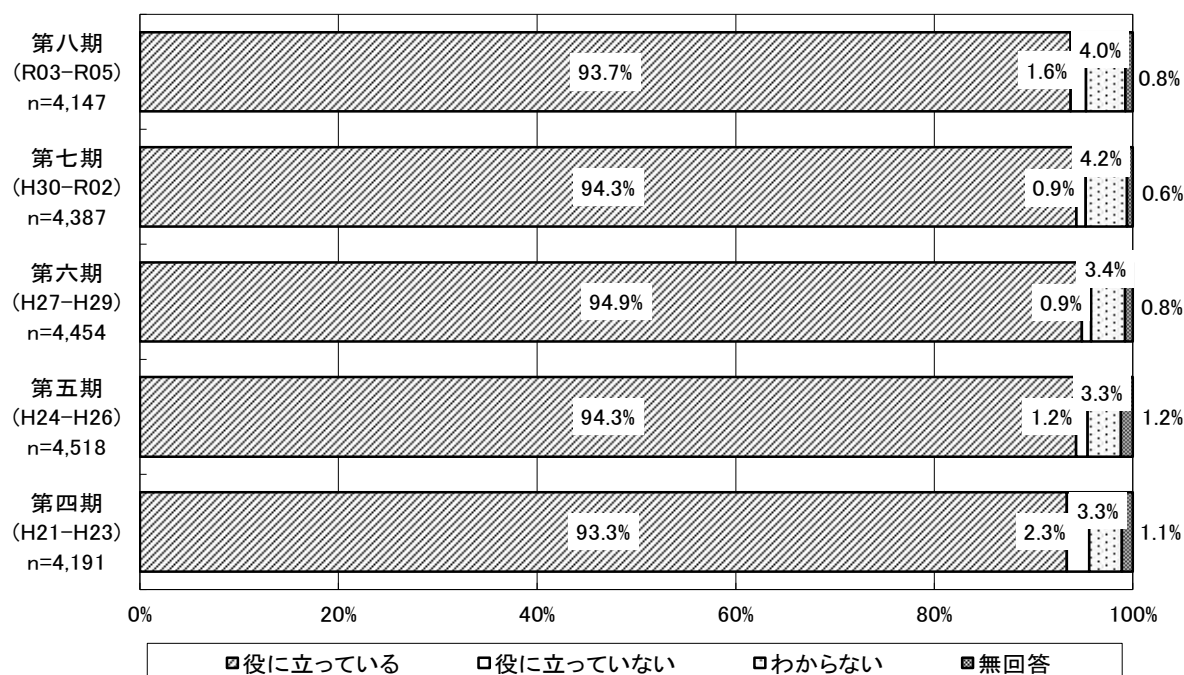
① 介護保険の在宅サービスに対する利用者の評価

- 在宅介護サービスの質の向上を図るとともに、介護保険制度運営の基礎データとするため、区においては、2009（平成 21）年度から介護保険の在宅サービス利用者を対象とする介護給付費通知の送付と併せて、簡易なモニタリングアンケート調査を実施しています。15 カ年で延べ 21,697 人の在宅サービス利用者から回答が寄せられました。
- 第四期～第八期を通じて、介護保険の在宅サービスの利用者の 9 割以上が「在宅生活の継続に役立っている」と回答しています。利用者、家族はケアマネジャーに相談しながら、上手に介護サービスを活用して在宅での生活を継続させています。
- 社会情勢の変化、法制度改正を踏まえ、今後も事業者および区（保険者）は引き続き具体的な要望や苦情をくみとり、サービスやしくみの改善等に生かしていく必要があります。

■「介護保険の在宅サービス利用者のモニタリングアンケート調査（第八期）」の概要

	調査対象者	調査対象者数	有効回答数	回答率
2021（令和 3）年度	在宅サービス利用者	2,107 人	1,364 人	64.7%
2022（令和 4）年度	同上	2,146 人	1,505 人	70.1%
2023（令和 5）年度	同上	2,250 人	1,278 人	56.8%
合 計		6,503 人	4,147 人	63.8%

■現在の介護サービスの在宅生活継続への貢献

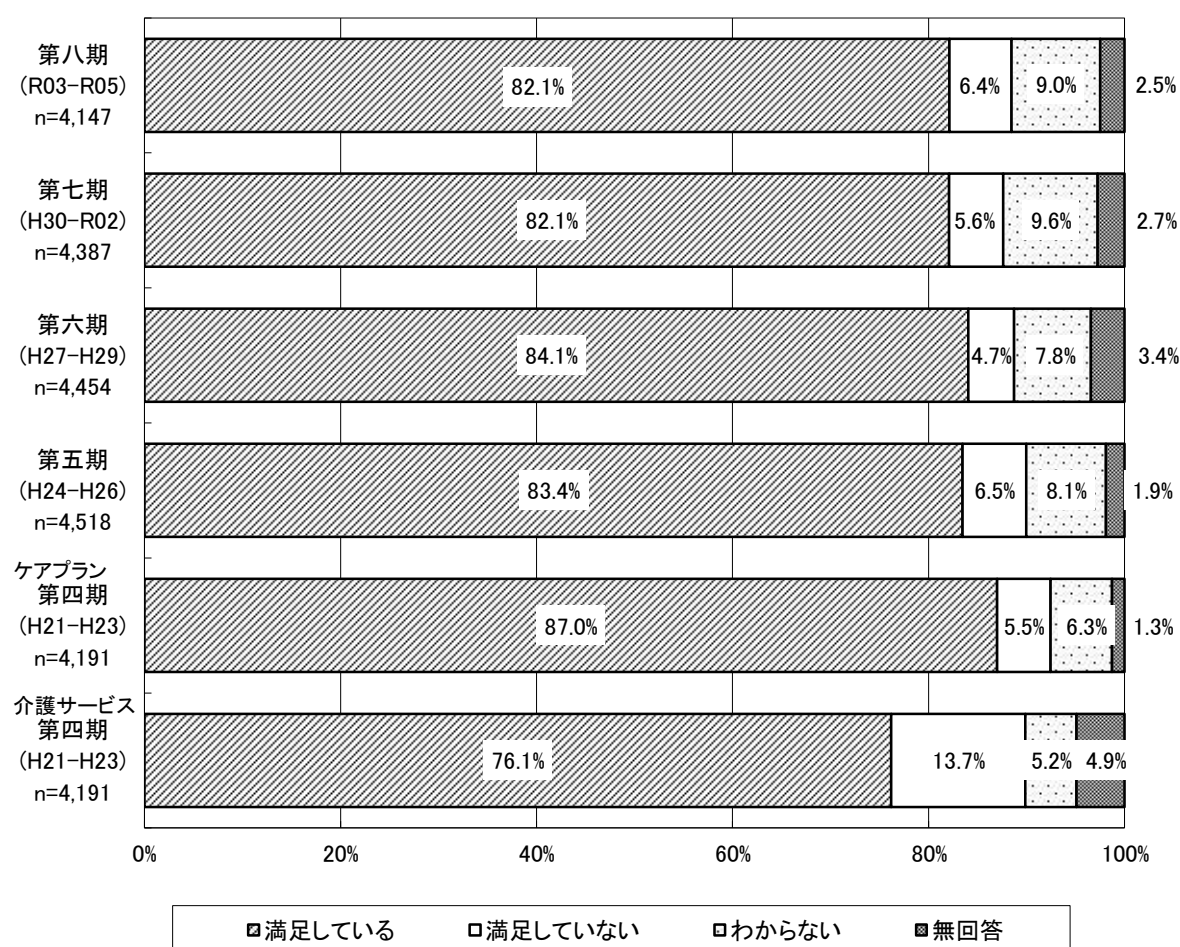


* 以降の資料の「品川区介護給付適正化事業によるモニタリングアンケート調査」（平成 21～令和 5 年度）の表記は省略します。

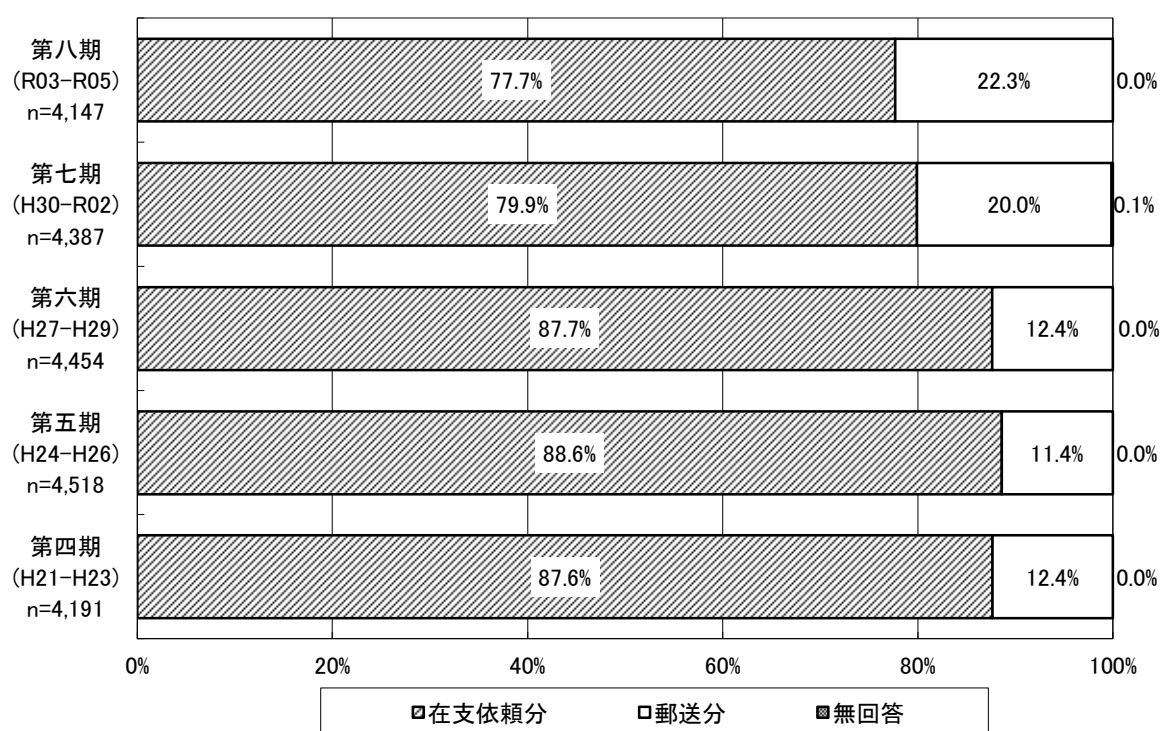
② 現在のケアプランや介護サービスに対する満足度

- 現在のケアプランや介護サービスに対する満足度については、第八期は「満足している」が82.1%と多く、「満足していない」は6.4%になっています。
- 前頁でお示したように、介護保険サービス全体としては、9割以上の利用者が在宅生活継続に有効であると高く評価しているものの、ケアプランや個別の介護サービスについては要望や不満を感じる点があるという利用者も一定程度みられます。
- 区では、利用者の評価、要望、苦情等を重視しており、保険者としてそれらを毎年集約して、介護サービス事業者への情報提供、指導検査等に活用するほか、介護サービスの質の向上を図る施策の実施に生かしています。今後も引き続き適正な介護保険制度の運営に反映させていきます。

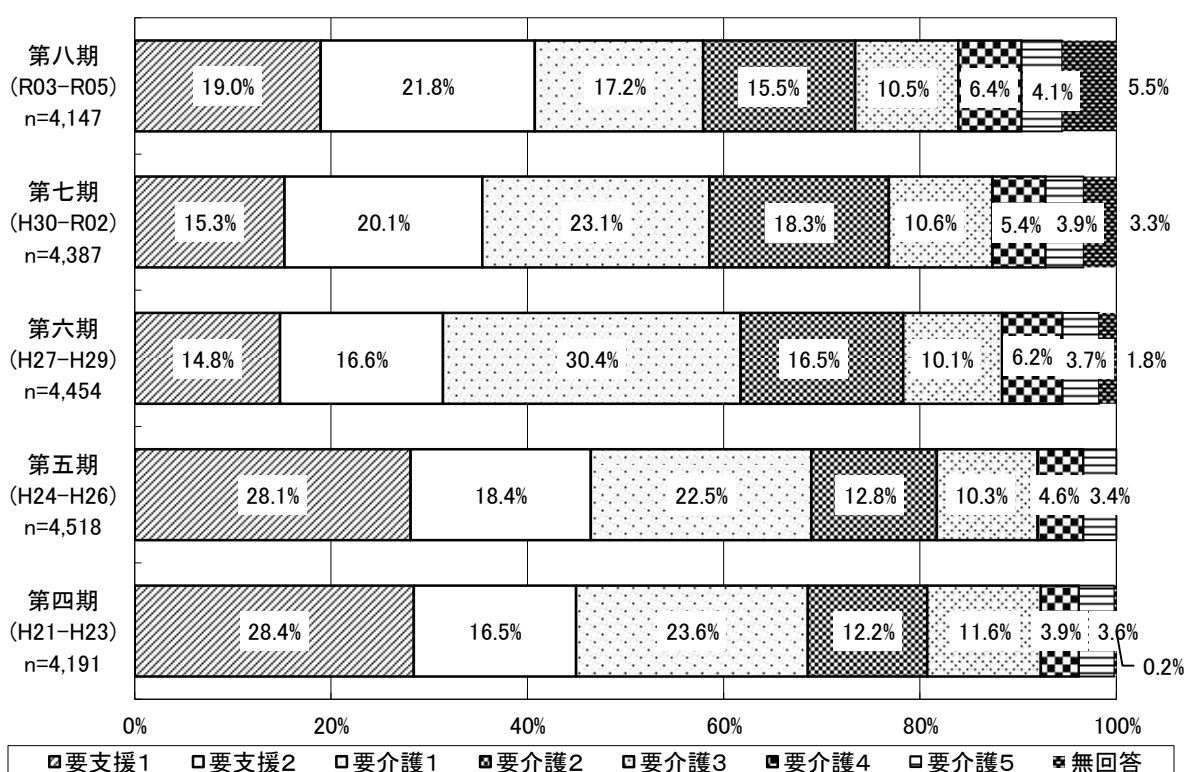
■現在のケアプランや介護サービスに対する満足度



居宅介護支援事業所の分類

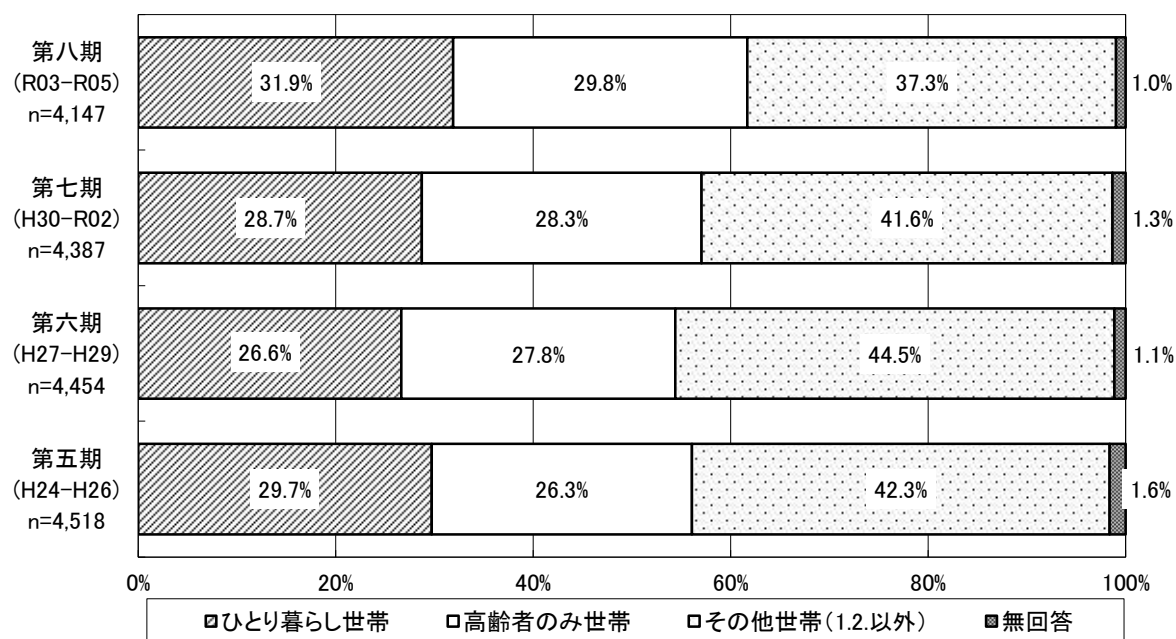


回答者の要介護度



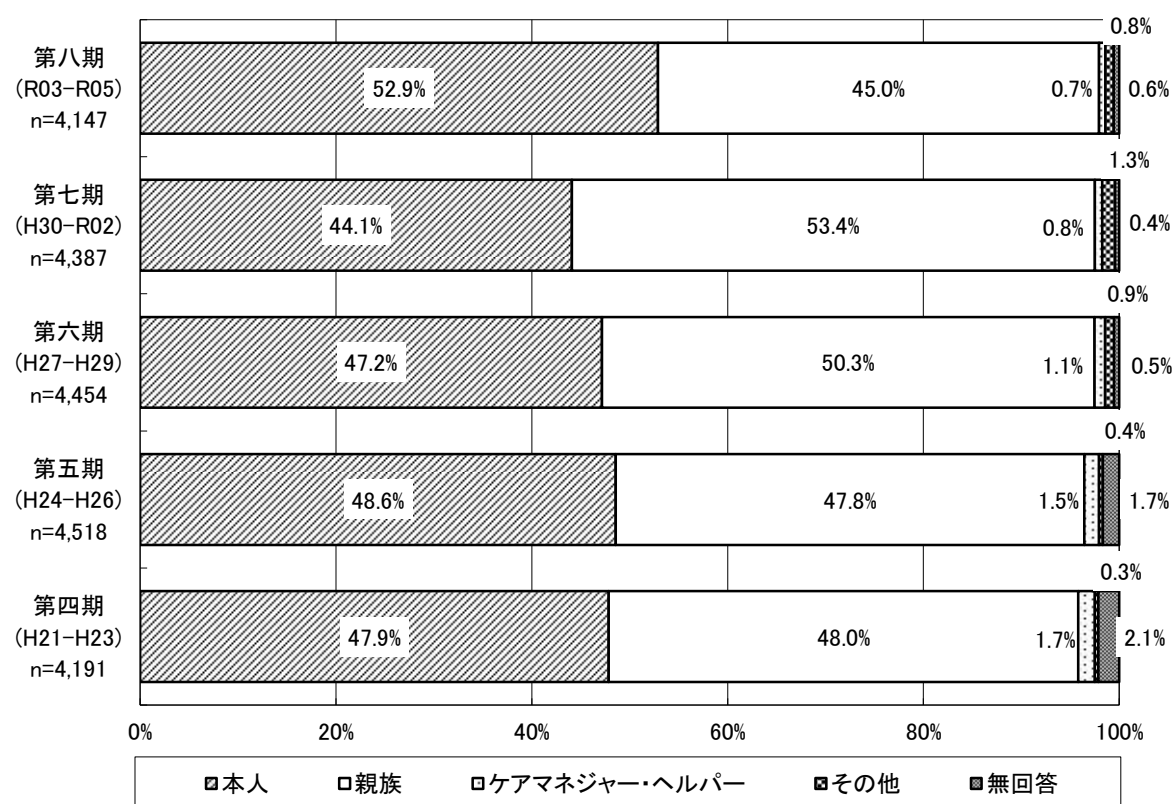
* 第六期（平成 27 年度～）から、要支援者を対象とする予防給付のうち訪問介護・通所介護は、介護保険制度の総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）へ移行しました。

■回答者の世帯類型

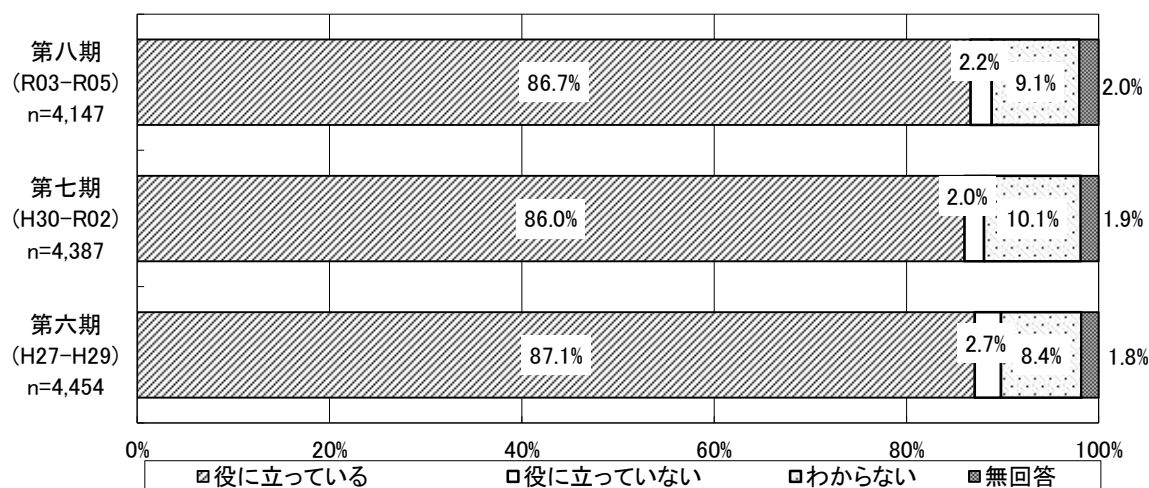


* 当該設問は第五期の平成 24 年度より追加した質問です。

■回答者

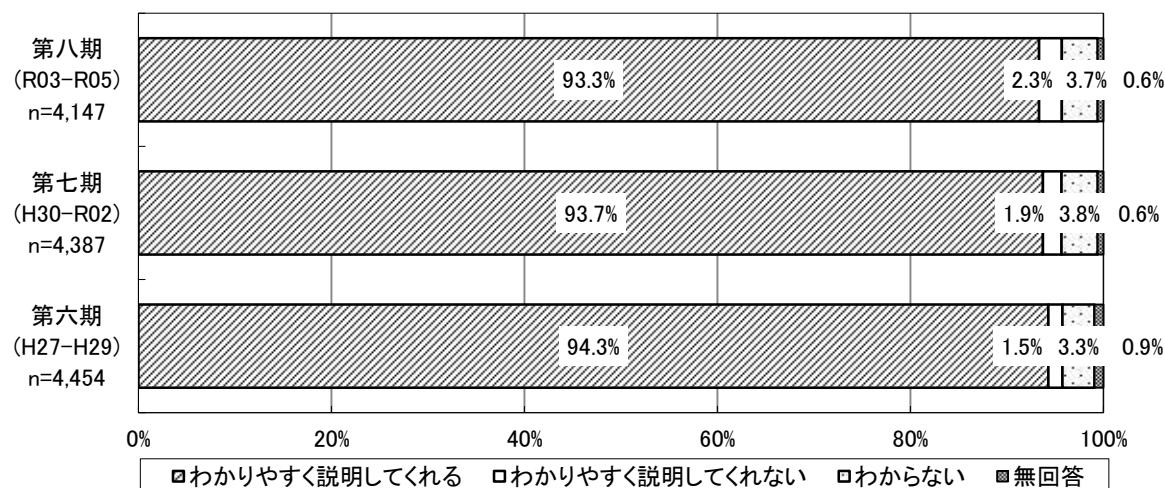


■現在の介護サービスは機能の維持・向上に役立っていますか



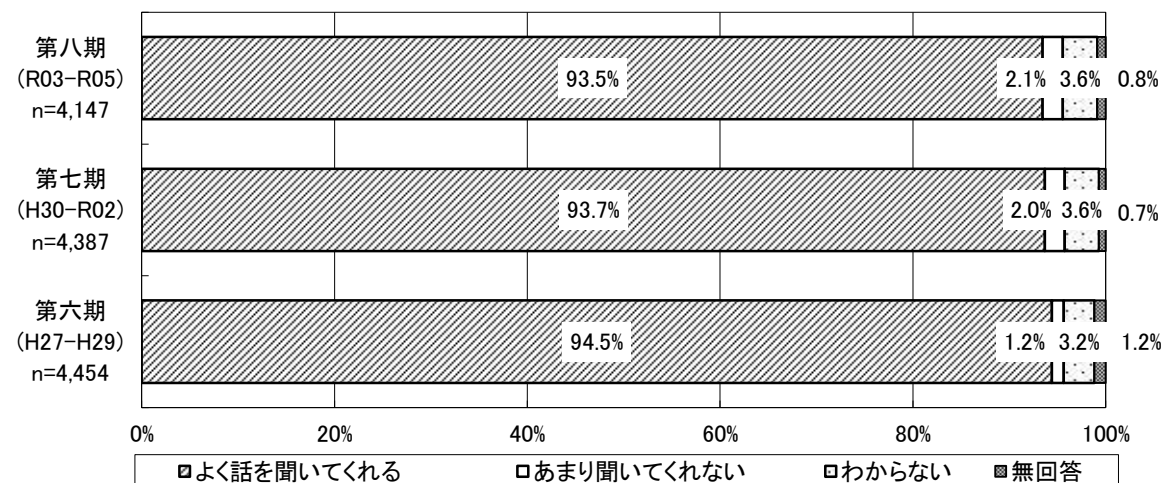
* 当該設問は第六期の平成 27 年度より追加した質問です。

■ケアマネジャーの説明についての満足度



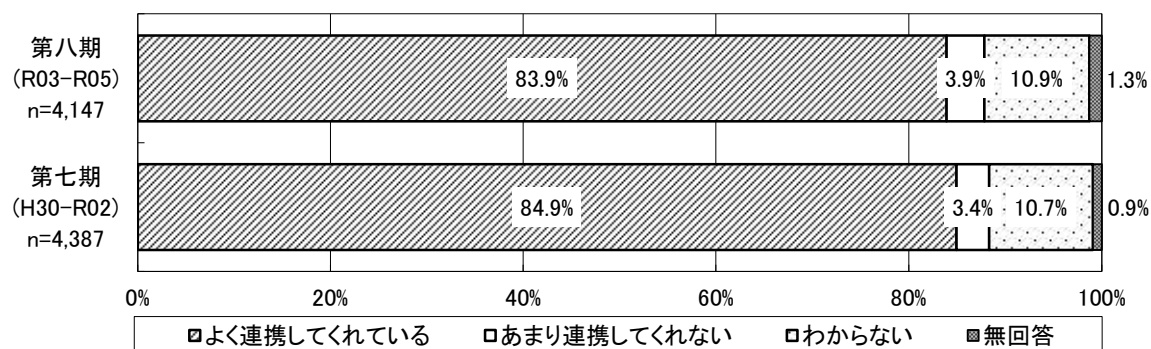
* 当該設問は第六期の平成 27 年度より追加した質問です。

■ケアプラン作成時のケアマネジャーは話を聞いてくれますか



* 当該設問は第六期の平成 27 年度より追加した質問です。

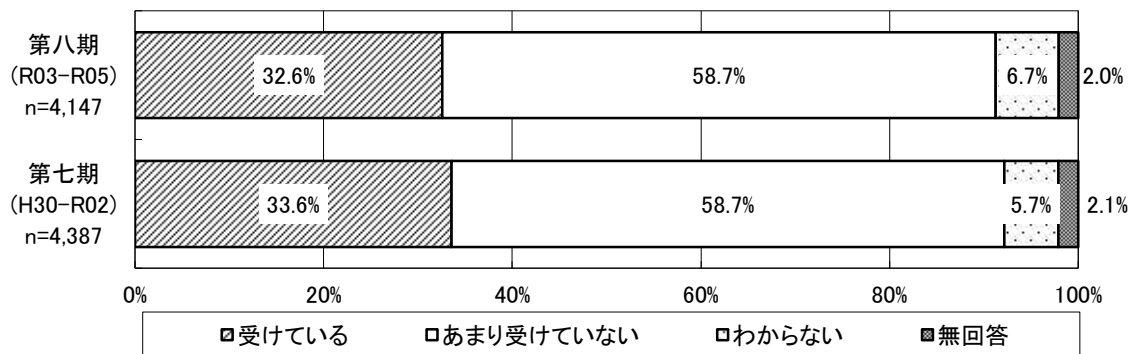
■介護サービスを受けるときにかかりつけ医などの関係者はよく連携していますか



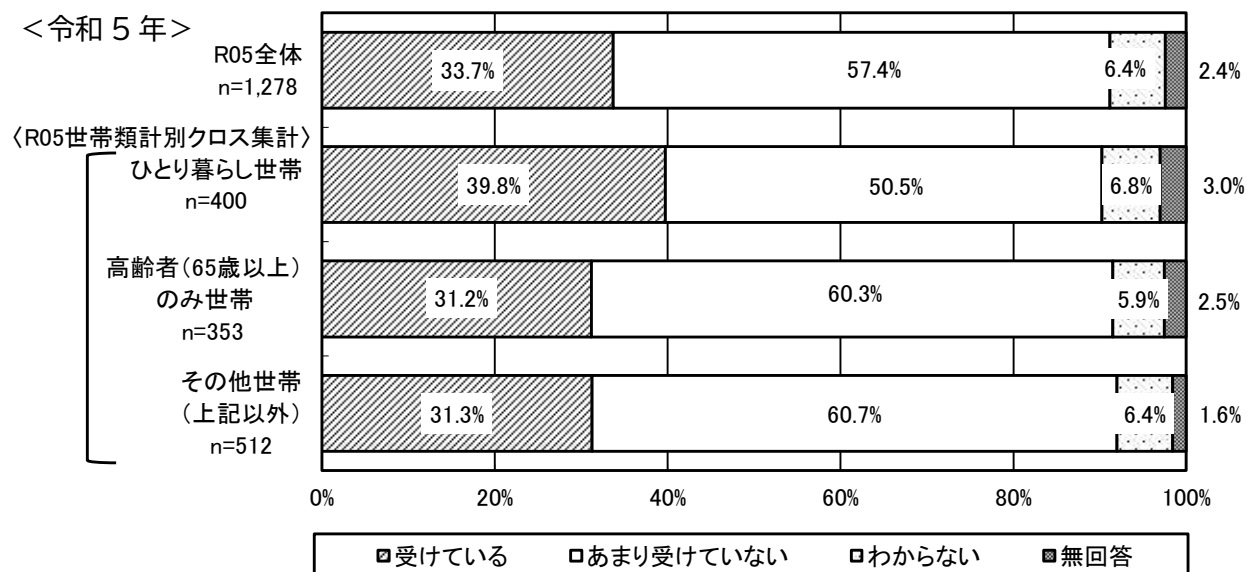
* 当該設問は第七期の平成 30 年度より新たに追加した質問です。

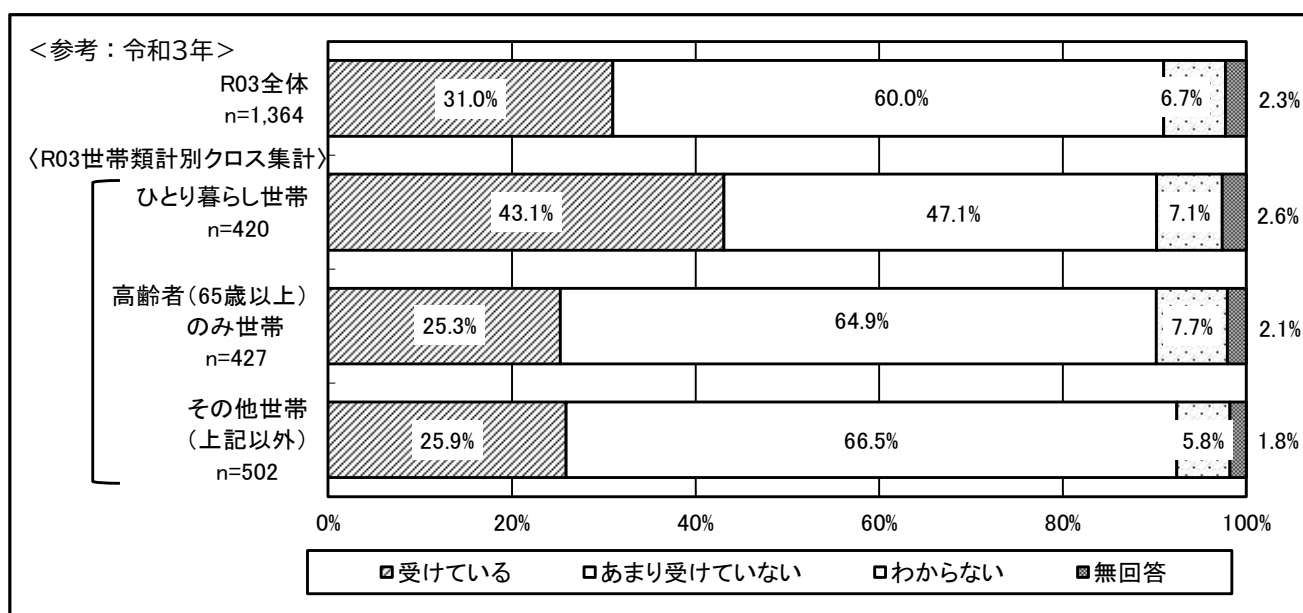
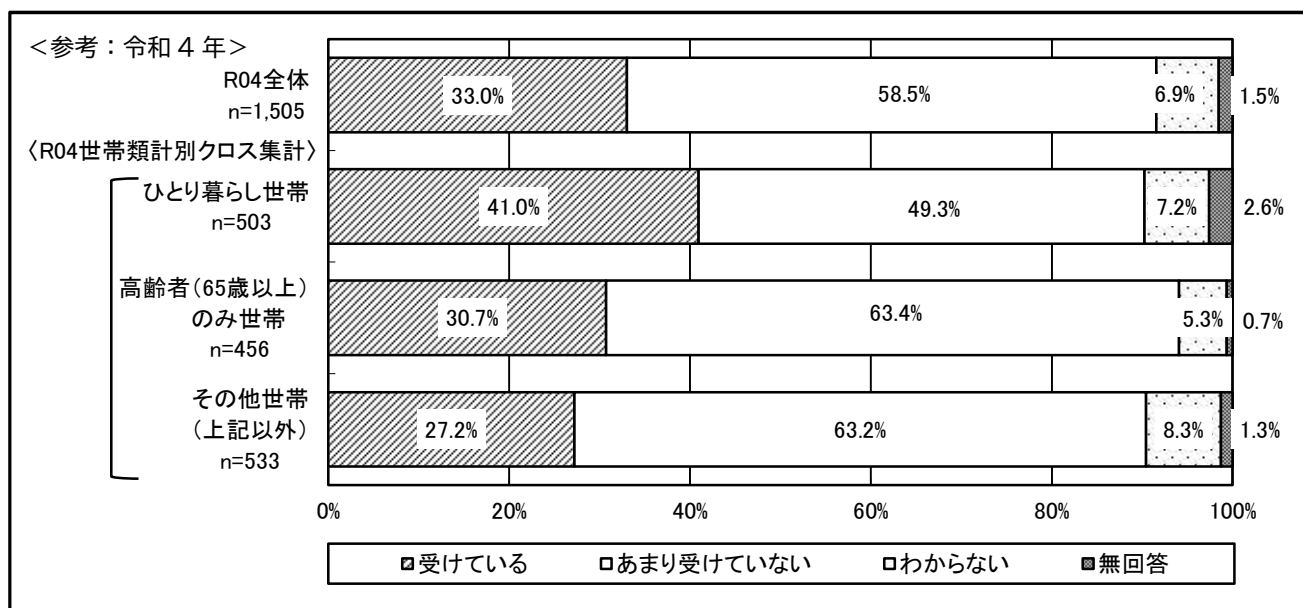
■地域の人からの声かけやちょっとした手伝いなどの支援を受けることがありますか

<第七期・第八期>



<令和 5 年>

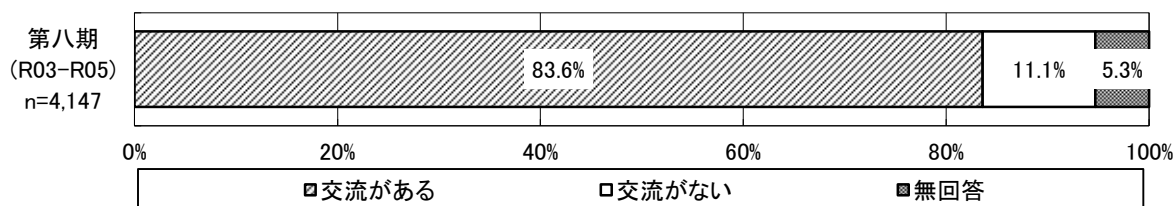




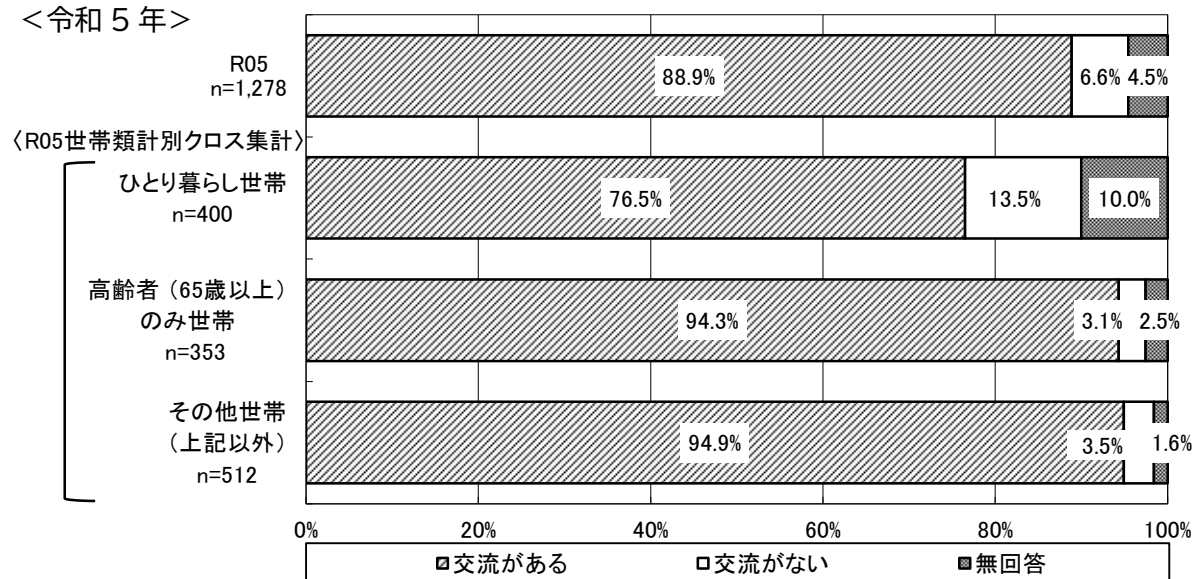
* 当該設問は第七期の平成30年度より新たに追加した質問です。

■普段、医療・介護・福祉関係者以外の人と交流がありますか

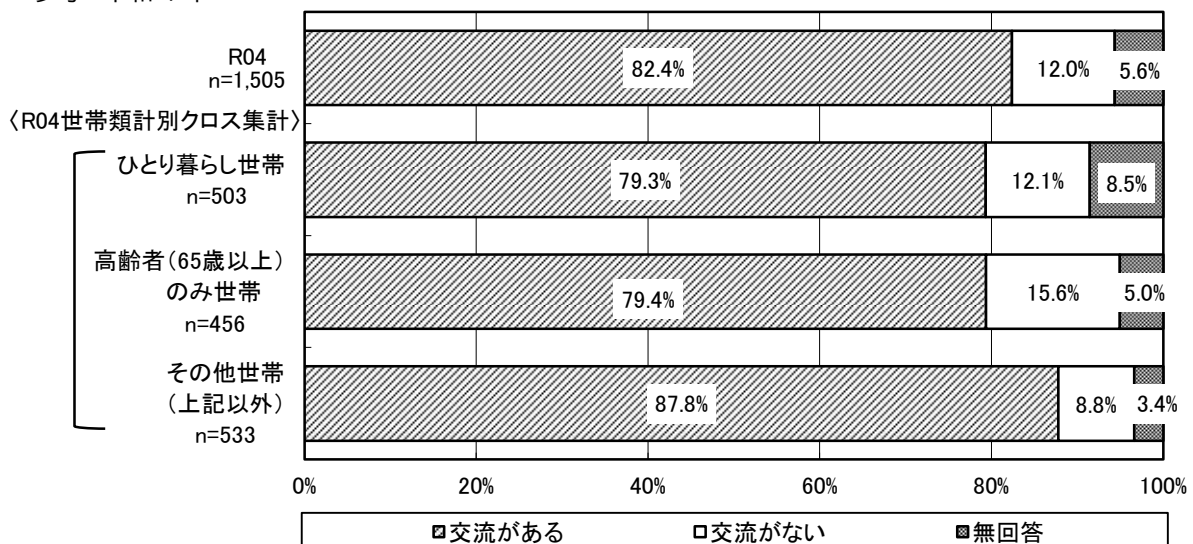
<第VIII期>

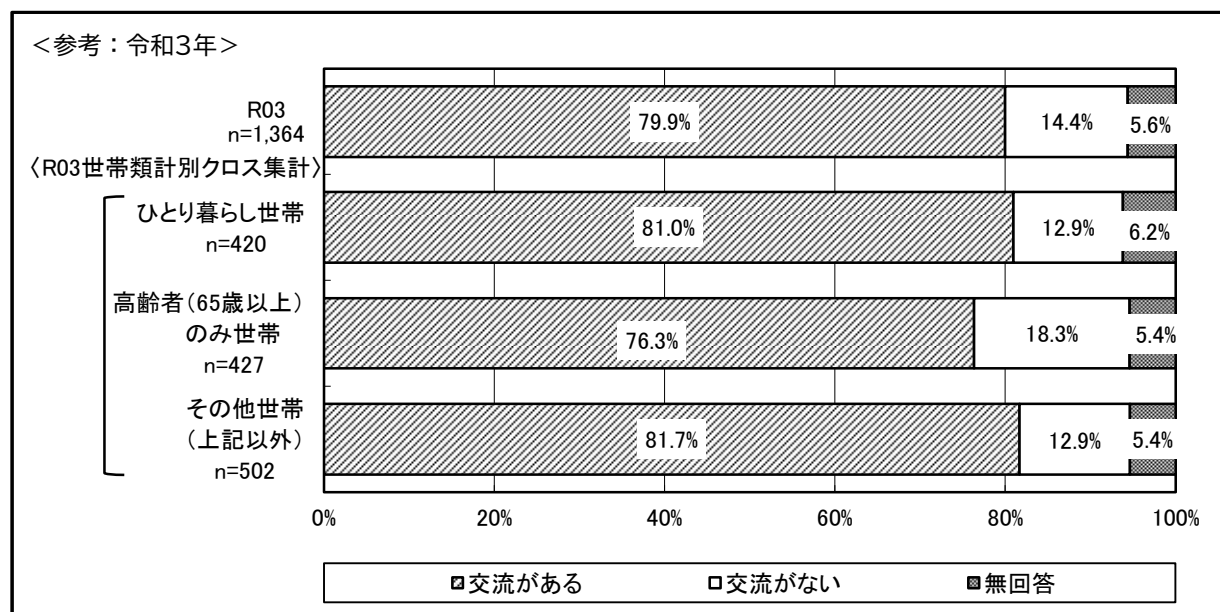


<令和5年>



<参考：令和4年>

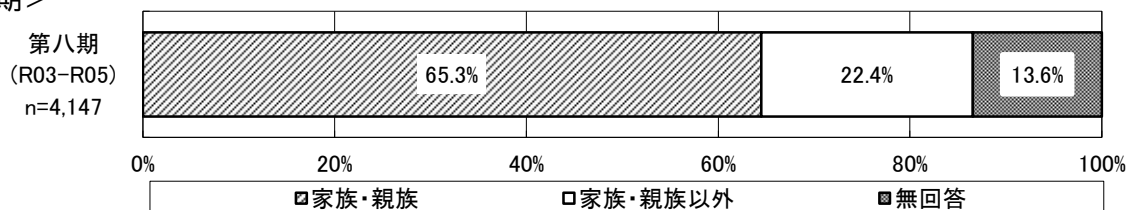




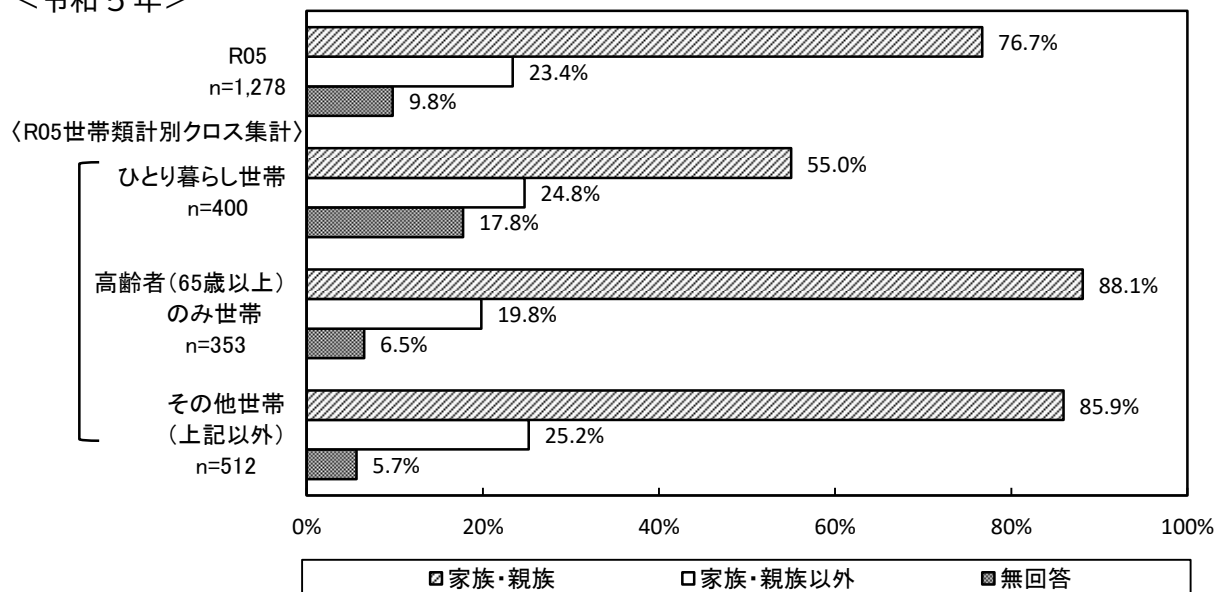
* 当該設問は第八期の令和3年度より新たに追加した質問です

■普段、医療・介護・福祉関係者以外の誰と交流がありますか
(複数回答)

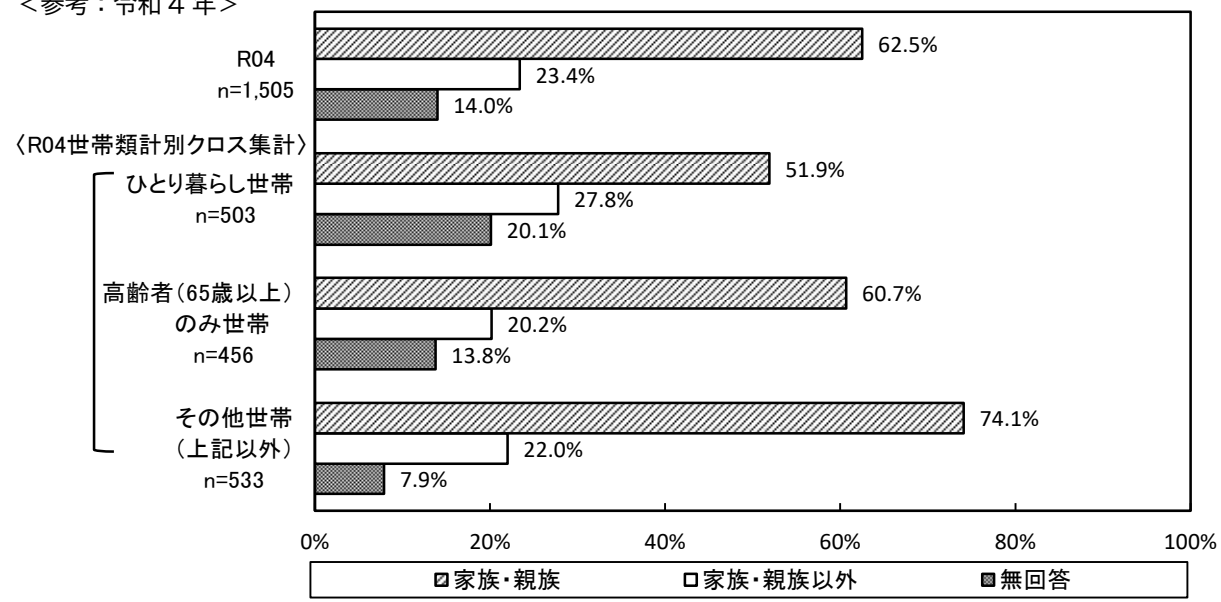
<第八期>

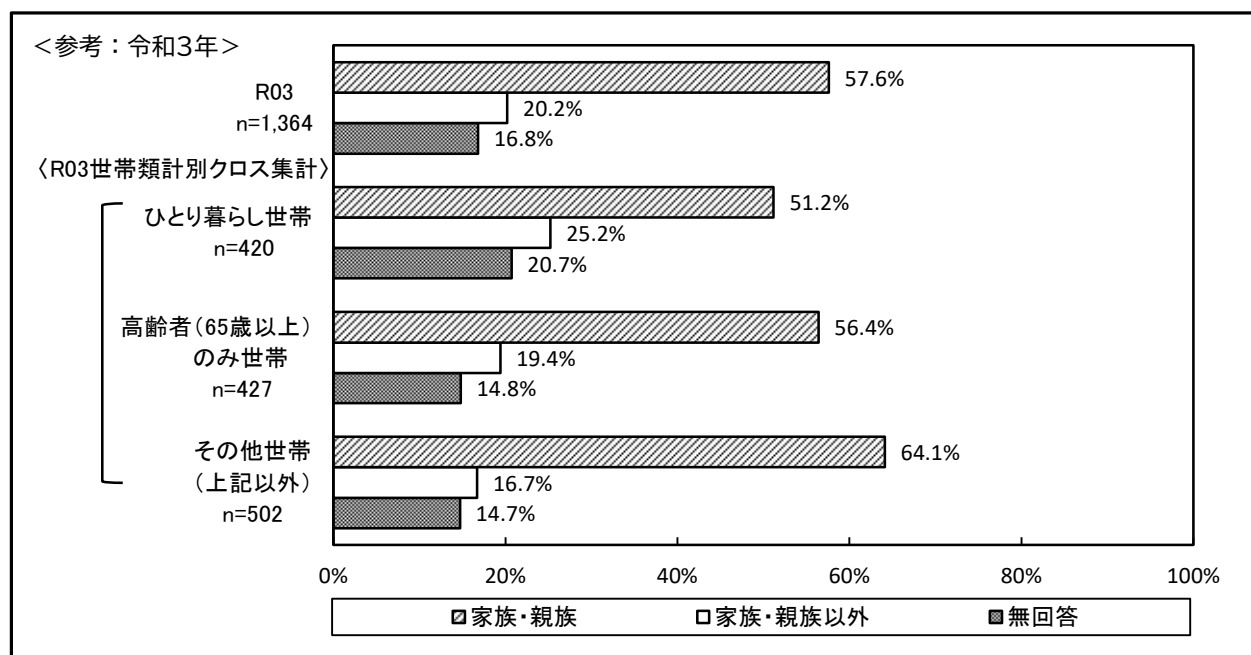


<令和 5 年>



<参考：令和 4 年>





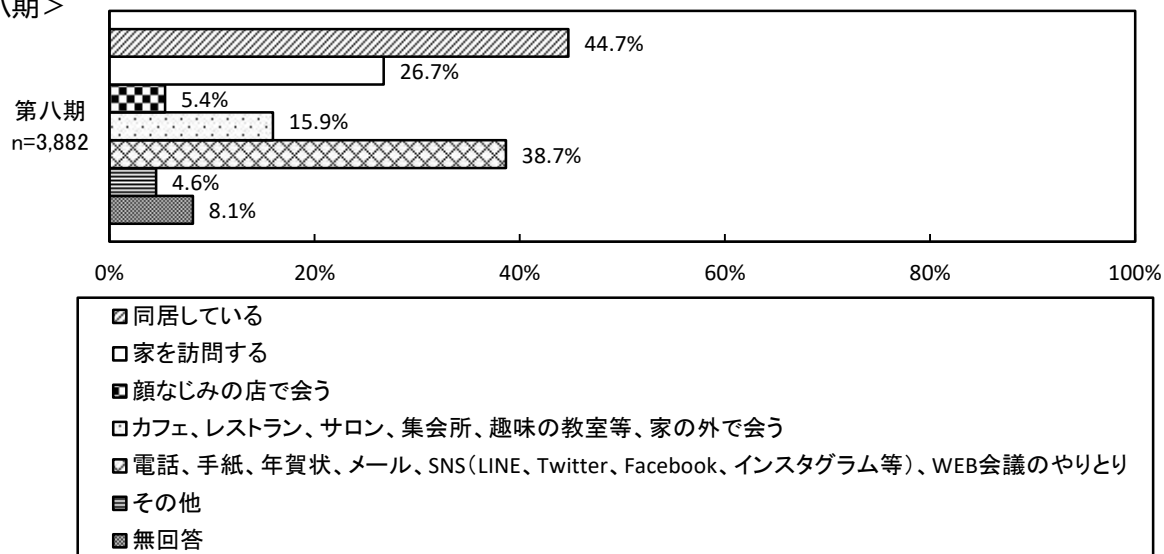
* 当該設問は第八期の令和3年度より新たに追加した質問です。

* 「家族・親族」、「家族・親族以外」は複数回答可だが、「ない」、「無回答」とは排他的となっています。

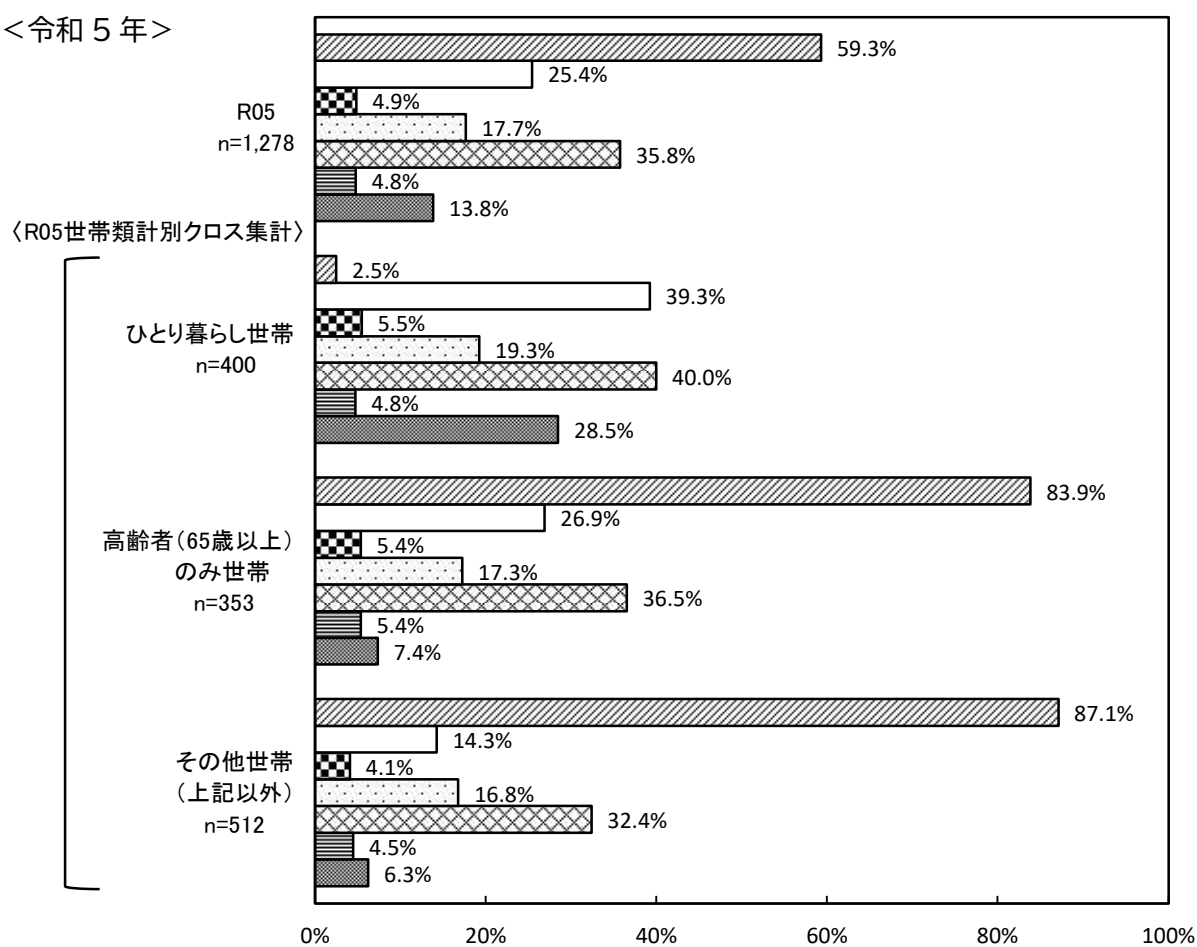
* 今回、表示の都合上「ない」の回答は省略しています。

■どのように交流をしていますか（複数回答）

<第8期>

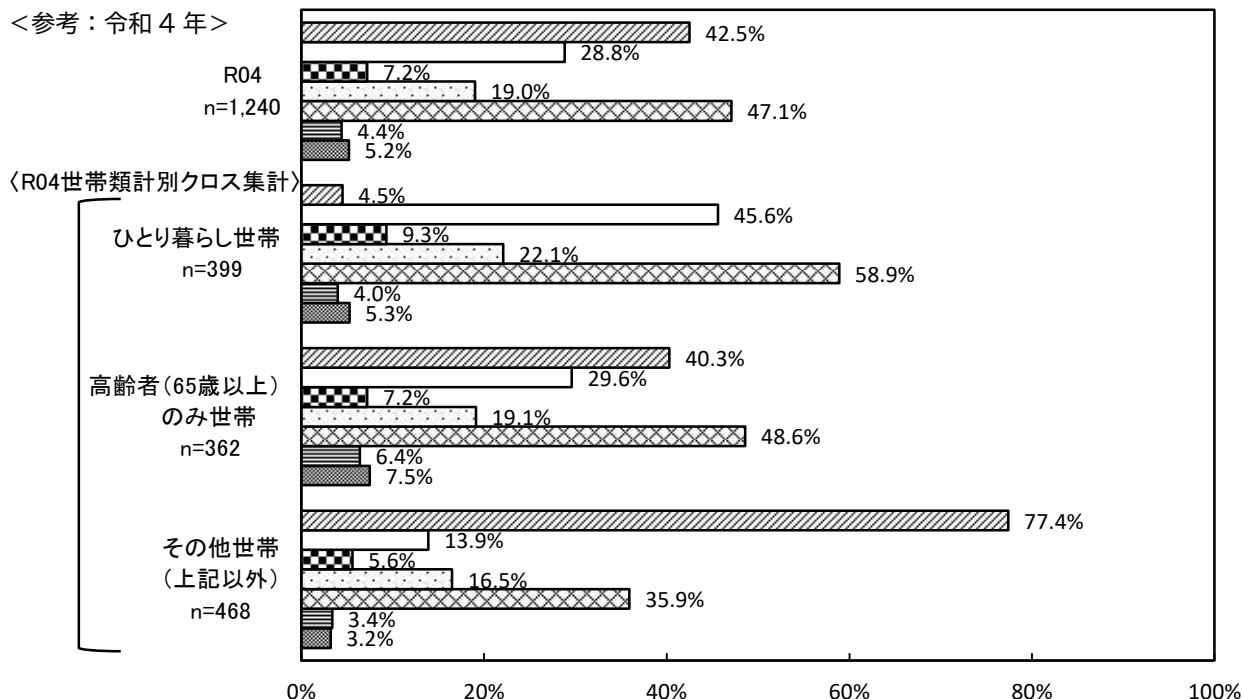


<令和5年>

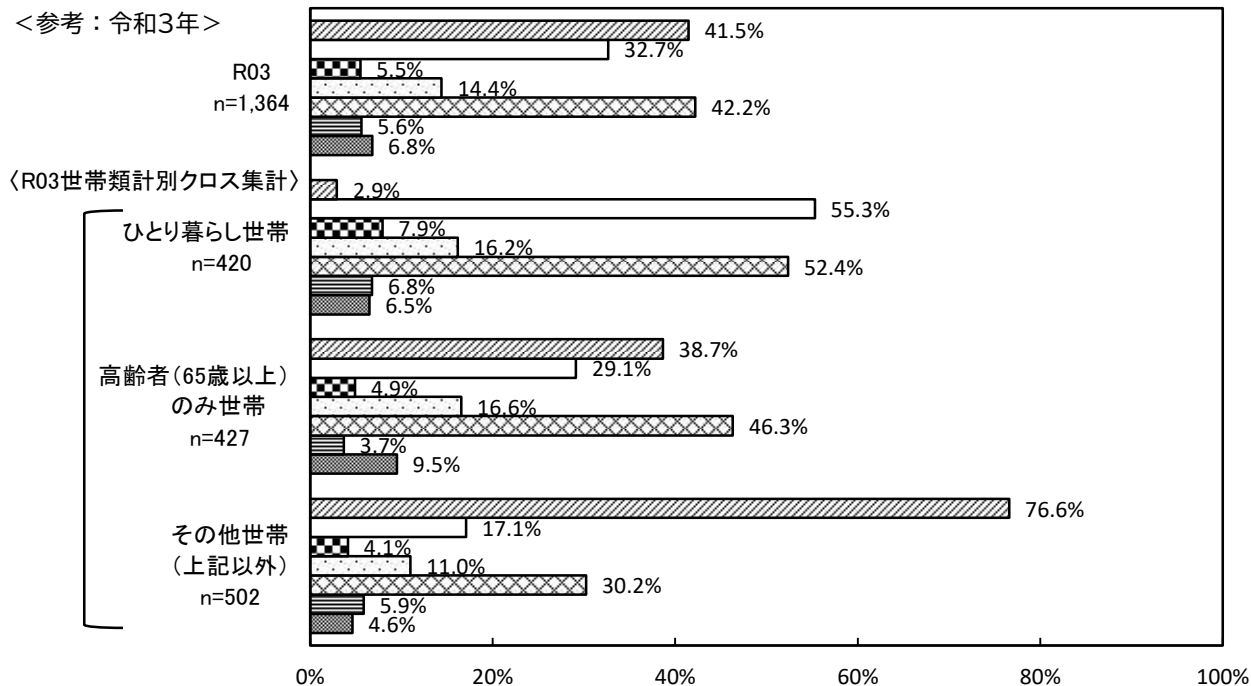


- 同居している
- 家を訪問する
- 顔なじみの店で会う
- カフェ、レストラン、サロン、集会所、趣味の教室等、家の外で会う
- 電話、手紙、年賀状、メール、SNS（LINE、Twitter、Facebook、Instagram等）、WEB会議のやりとり
- その他
- 無回答

<参考：令和4年>

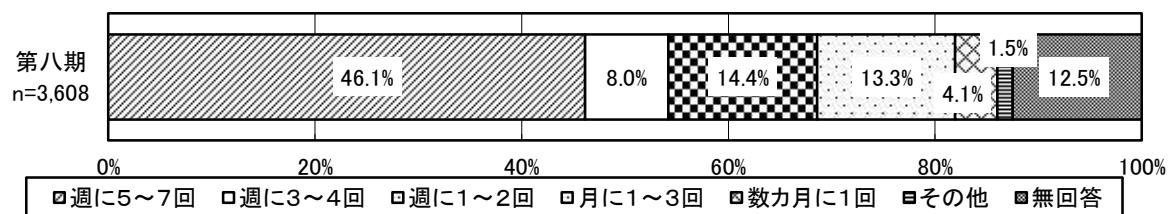


<参考：令和3年>

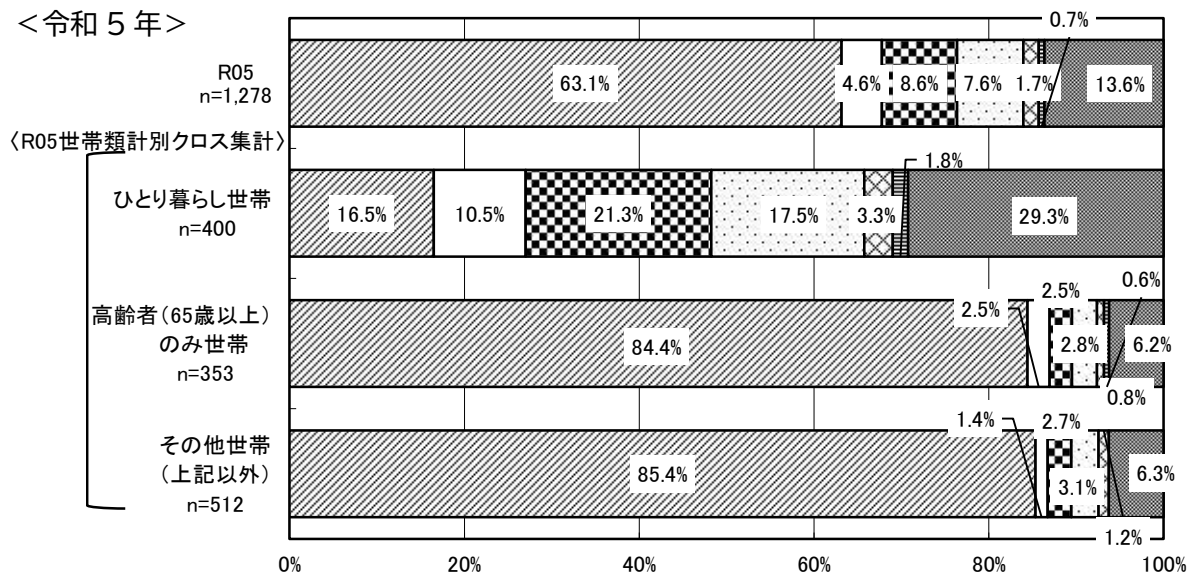


* 当該設問は第八期の令和3年度より新たに追加した質問です。

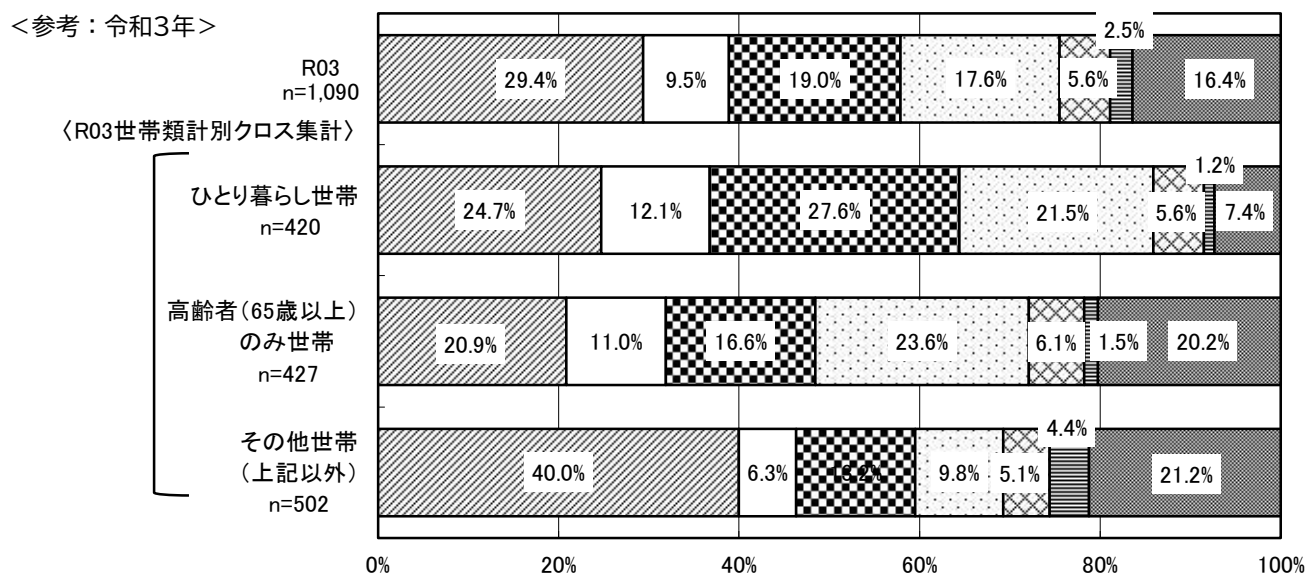
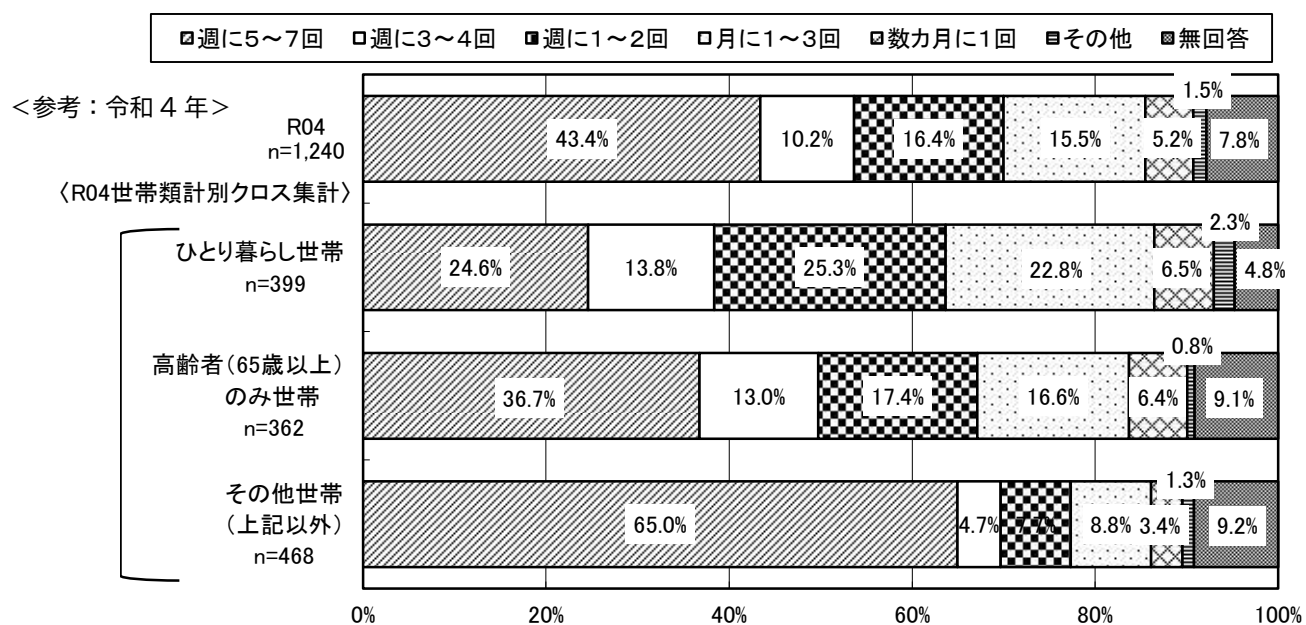
■どのくらいの頻度で交流をしているか



<令和5年>



* 当該設問は第八期の令和3年度より新たに追加した質問です。



* 当該設問は第八期の令和3年度より新たに追加した質問です。

2. 品川区高齢者施策の取り組み

(1) 品川区高齢者福祉施策の取り組み(元気な高齢者のための施策)

() 内は該当年度

年 代	国・都の動き	品川区の取り組み
1955 年 (昭和 30 年) ～1974 年 (昭和 49 年)	57(昭 32) 都) 老人クラブへの助成開始 58(昭 33) 都) 敬老金支給に関する条例施行 63(昭 38) ●老人福祉法の施行 69(昭 44) 都) 老人医療費の助成に関する条例施行 70(昭 45) ●国の高齢者人口 7%を超える 72(昭 47) ●老人医療費の無料化 (老人福祉法の改正) 74(昭 49) 都) 敬老乗車証制度の開始	58(昭 33) 初めての敬老会館開設 (ゆたか敬老会館) 59(昭 34) 2 館目の敬老会館開設 (南品川敬老会館、 保育園併設) 60(昭 35) 品川区老人クラブ連合会の設立 65(昭 40) 都から福祉事務所移管 69(昭 44) 3 館目の敬老会館開設 (西五反田敬老会館、 保育園併設) 72(昭 47) 敬老会館管理事務所を開設 (東品川敬老会 館) 74(昭 49) 高齢者人口 7%を超える 74(昭 49) 厚生部に老人福祉課設置
1975 年 (昭和 50 年) ～1988 年 (昭和 63 年)	79(昭 54) 都) 老人バス交付条例施行 83(昭 58) ●老人保健法の施行 86(昭 61) ●高齢者等の雇用の安定等に関する 法律施行	75(昭 50) 区長公選、都から保健所移管 77(昭 52) 品川区高齢者事業団設立 78(昭 53) 品川区長期基本計画策定 80(昭 55) 社団法人シルバー人材センター品川区高 齢者事業団と名称変更 80(昭 55) 都から荏原授産場移管 82(昭 57) 中延敬老会館開設 (区内 16 館目、成幸ホ ームに併設) 85(昭 60) 大井保健相談所の開設 86(昭 61) お年寄りと子どものふれあい事業 (ふれ あい給食) の開始
1989 年 (平成元年) ～1999 年 (平成 11 年)	89(平元) ●高齢者保健福祉推進十か年戦略 (ゴールドプラン) 策定 94(平 6) ●新高齢者保健福祉推進十か年戦略 (新ゴールドプラン) 策定 94(平 6) ●地域保健法制定 97(平 9) ●介護保険法成立 99(平 11) ●今後五か年間の高齢者保健福祉施策の 方向 (ゴールドプラン 21) 策定	89(平元) 第二次品川区長期基本計画策定 90(平 2) 「社団法人品川区シルバー人材センタ ー」と名称変更 92(平 4) 初めて高齢者の人口が年少人口を上回る 92(平 4) 高齢者部の設置 92(平 4) 品川区高齢社会保健福祉総合計画 (いき いき計画 21) 策定 93(平 5) 第一回シルバー成年式の開催 (以後、毎 年開催) 93(平 5) 教育委員会がシルバー大学を開設 94(平 6) 老人クラブから高齢者クラブに名称変更 94～95 第二次品川区長期基本計画改定 (平 6～7) 95(平 7) 高齢者クラブの相互支援活動開始 95(平 7) 「しながわ出会いの湯」のモデル実施 (平 9 年～本格化) 96(平 8) 「しながわお休み石」のモデル設置 (平 10 年～本格化) 96(平 8) 敬老会館からシルバーセンターに名称変更 97(平 9) 荏原保健所改築、荏原健康センター併設 99(平 11) 荏原保健所を品川区保健所に、品川保健所 を品川保健センター (品川健康センター併 設) とする 99(平 11) 学校空き教室を活用した「山中いきいき 広場」モデル実施

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国・都の動き	品川区の取り組み
2000 年 (平成 12 年) ～2006 年 (平成 18 年)	00(平 12) ●介護保険法施行 02(平 14) ●老人医療制度改正(老人医療対象年齢の引き上げ、一部負担の定率化) 02(平 14) ●健康増進法成立 05(平 17) ●介護保険法改正(予防重視型システムへの転換) 06(平 18) ●改正介護保険法施行	00(平 12) 第三次品川区長期基本計画策定 01(平 13) 保健高齢事業部の設置 02(平 14) 「高齢者社会参加プログラム」作成 02(平 14) 総合的な就業支援サービス「サポしながわ」スタート 02(平 14) 「区民健康づくりプラン品川」策定 02(平 14) 「いきいき健康マージャン広場」実施 03(平 15) 「ふれあい健康塾」のモデル実施(平 16 年～本格化) 04(平 16) 福祉高齢事業部の設置 04(平 16) 荏原いきいき倶楽部開設 04(平 16) 「いきいき脳の健康教室」荏原会場実施 05(平 17) 「いきいき脳の健康教室」3 会場に拡大実施 05(平 17) 「いきいき筋力向上トレーニング」実施 05(平 17) 「シニアのための男の手料理教室」モデル実施(平 18 年～本格化) 05(平 17) 荏原ほっと・サロン開設 06(平 18) 「いきいき脳の健康教室」4 会場に拡大実施 06(平 18) (仮称)しながわシニアネット設立準備 06(平 18) 西大井ほっと・サロン開設 06(平 18) いきいきラボ関ヶ原開設
2007 年 (平成 19 年) ～2014 年 (平成 26 年)	08(平 20) ●介護保険法改正 09(平 21) ●改正介護保険法施行 11(平 23) ●介護保険法改正 12(平 24) ●改正介護保険法施行 14(平 26) ●医療介護総合確保推進法成立 14(平 26) ●介護保険法改正 14～18 ●改正介護保険法施行 (平 26～平 30)	07(平 19) 「わくわくクッキング」実施 07(平 19) 団塊世代意識調査実施 07(平 19) しながわシニアネットへの支援開始 07(平 19) 「いきいき脳の健康教室」6 会場に拡大実施 08(平 20) 団塊世代の地域デビュー提案と活動リーダー育成実施 08(平 20) 「いきいきうんどう教室」実施 08(平 20) 「いきいき筋力向上トレーニング」総合コース実施 09(平 21) 「いきいきうんどう教室」2 会場に拡大実施 09(平 21) 「健康やわら体操」2 会場で実施 09(平 21) 「わくわくクッキング」3 会場に拡大実施 10(平 22) 「わくわくクッキング」中延会場廃止 10(平 22) 「いきいきうんどう教室」3 会場に拡大実施 10(平 22) 「健康やわら体操」3 会場に拡大実施 10(平 22) 「食事処」実施 11(平 23) 「いきいき筋力向上トレーニング」6 会場に拡大実施 11(平 23) 高齢者輪投げ大会開催開始 12(平 24) 相談コーナー「ちえぶくろ」実施 12(平 24) 「わくわくクッキング」3 会場に拡大実施 12(平 24) 「いきいきうんどう教室」4 会場に拡大実施 13(平 25) いきいき筋力向上トレーニング「総合コース」24 年度をもって廃止 13(平 25) 「健康やわら体操」4 会場に拡大実施 13(平 25) 「わくわくクッキング」4 会場に拡大実施
2015 年 (平成 27 年)～	17(平 29) ●介護保険法改正	15(平 27) 「しながわ健康プラン 21」策定 15(平 27) 「健康やわら体操」5 会場に拡大実施 17(平 29) 「食事処」を廃止 17(平 29) 「いきいき脳の健康教室」29 年度をもって廃止 17(平 29) 「いきいき筋力向上トレーニング」29 年度をもって廃止

●は国の動き

年 代	国・都の動き	品川区の取り組み
2018 年 (平成 30)～	18(平 30) ●改正介護保険法施行 20(令 2) ●介護保険法改正	18(平 30) 「高齢者外出習慣化事業」実施 18(平 30) 「脳力アップ元気教室」、「計画力育成講座」実施 19(令元) 「うんどう機能トレーニング」実施 「いきいきうんどう教室」の事業名を「うんどう教室」に変更、5 会場に拡大実施 20(令 2) 「カラダ見える化トレーニング」実施 「うんどう機能トレーニング」3 コース拡大実施 「健康やわら体操」6 会場に拡大実施 「カラダ見える化トレーニング」しなやかストレッチクラス実施 「うんどう機能トレーニング」1 コース拡大実施

●は国の動き

(2) 品川区高齢者福祉施策の取り組み

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
1974 年 (昭和 49 年) ～1988 年 (昭和 63 年)	第一次長期基本計画 ～区内に特別養護老人ホーム(在宅サービスセンター併設)を～			
	74(昭 49) 品川区高齢者人口 7 %を超える 74(昭 49) 厚生部に老人福祉課設置 78(昭 53) 品川区長期基本計画策定	80～82(昭 55～57) 社会福祉法人三徳会により区内初の特別養護老人ホーム「成幸ホーム」および在宅サービスセンター開設 79～83(昭 54～58) 社会福祉法人品川総合福祉センターを設立し、特別養護老人ホーム「かえで荘」および在宅サービスセンター、障害者施設との複合施設開設 84～90(昭 59～平 2) 社会福祉法人福栄会を設立し、特別養護老人ホーム「晴楓ホーム」および在宅サービスセンター、軽費老人ホーム「東海ホーム」、障害者施設との複合施設開設	88(昭 63) 区内初の高齢者借り上げ住宅「カガミハイツ」(12 戸)開設	
1989 年 (平成元年) ～1995 年 (平成 7 年)	第二次長期基本計画 ～在宅サービスセンター等を併設した 6 つの特別養護老人ホームを区内にバランスよく配置を～			
	89(平成元) ●高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)策定 89(平成元) 第二次品川区長期基本計画策定 89(平成元) 荏原地区に 3 つの特別養護老人ホーム(在宅サービスセンター、在宅介護支援センター併設)の拠点施設整備計画策定 90(平 2) ●社会福祉関係 8 法(老人福祉法、老人保健法等)改正 92(平 4) 組織改正で高齢者部を設置 92(平 4) 高齢者人口が年少人口を上回る 92(平 4) 品川区高齢社会保健福祉総合計画(いきいき計画 21)策定	90(平 2) 松崎有料老人ホーム構想 91(平 3) 八潮わかくさ荘(40 戸)開設 91(平 3) バレスガル(50 戸)開設 92(平 4) メゾン琴秋(13 戸)開設 92(平 4) 東品川わかくさ荘(50 戸)開設 93(平 5) 大井倉田わかくさ荘(80 戸)開設 93(平 5) 区立戸越台特別養護老人ホーム建設着工 94(平 6) 区立荏原特別養護老人ホーム建設着工 95(平 7) 区立中延特別養護老人ホーム建設着工	89(平成元) 学校給食の配食サービス開始 90(平 2) 三徳会に初の在宅介護支援センター設置・ホームヘルパーの配置 92(平 4) 社会福祉協議会の「さわやかサービス」開始 92(平 4) 八潮在宅サービスセンター開設 93(平 5) 区内初の医師会立訪問看護ステーション開設(品川区医師会) 93(平 5) 東品川在宅介護支援センターの開設、介護型ホームヘルプチームの本格的配置(高齢者や障害者にやさしい住宅モデルルーム併設)	

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
1993 年 (平成 5 年) ～1999 年 (平成 11 年)	品川区高齢社会保健福祉総合計画(いきいき計画 21) ～保健福祉施策の総合的展開と在宅支援体制の強化を～ 第二次長期基本計画の改定 ～在宅拠点施設としての老人保健施設等の在宅介護支援体制の整備、新たな「住まい」として「有料老人ホーム」を整備～			
		94(平 6) 大井在宅介護支援センター、在宅サービスセンター開設		93～95(平 5～7) 在宅介護支援センターを中心とした在宅介護支援システム(ケアマネジメント)の検討・「マニュアル」の作成
	94(平 6) ●新ゴールドプラン策定 94(平 6) 区の高齢者人口 14%を超える		94(平 6) グレースマンション(12 戸)開設	
	94～95(平 6～7) 第二次品川区長期基本計画改定		94～95(平 6～7) 品川区における「有料老人ホーム」構想作成	95(平 7) 東品川在宅介護支援センターを拠点に 24 時間ホームヘルプサービスモデル実施
		95(平 7) 南大井複合施設の基本構想策定 (老人保健施設、高齢期の安心の住まい＝「有料老人ホーム」等)		95(平 7) ハッ山保育園ふれあいデイホームモデル実施
		95(平 7) 社会福祉協議会による品川介護福祉専門学校開校		95(平 7) ふれあいサポート計画策定(社会福祉協議会)
		95(平 7) 大崎在宅介護支援センター、在宅サービスセンター開設		
		96(平 8) 区立戸越台特別養護老人ホーム開設 (在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)		96(平 8) 医師会立荏原訪問看護ステーション開設 (荏原医師会)
	96(平 8) ●老人保健福祉審議会「公的介護保険」答申		96(平 8) アツミマンション(10 戸)開設	96～98(平 8～10) 要介護認定モデル事業実施
	97(平 9) ●介護保険法成立	97(平 9) 区立荏原特別養護老人ホーム開設(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設) 97(平 9) 社会福祉法人さくら会を設立(南大井複合施設の建設準備)		97(平 9) 八潮在宅介護支援センター開設 97(平 9) 五反田保育園ふれあいデイホーム開設 97(平 9) 「品川区における総合的な認知症高齢者ケア体制の構築に向けて」の検討・報告
		98(平 10) 区立中延特別養護老人ホーム開設(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設) 98(平 10) 在宅サービスセンター「小山の家」・在宅介護支援センター開設		98(平 10) 生協によるデイサービスセンター「陽だまり」開設
			99(平 11) ケアホーム構想に基づき基本設計に入る(荏原市場跡地)	99(平 11) 上大崎、台場、南大井在宅介護支援センター開設 西大井在宅介護支援センターを合わせ 13 地区体制の整備
		99(平 11) 在宅サービスセンター「月見橋の家」計画・設計	99(平 11) パンブーガーデン(13 戸)開設	99(平 11) 準備要介護認定実施
	98～99 (平 10～11)品川区介護保険事業計画策定			99(平 11) 特別養護老人ホーム入所調整会議のモデル実施
	99(平 11) ●ゴールドプラン 21 策定			

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2000 年 (平成 12 年) ～2002 年 (平成 14 年) 【第一期】	品川区介護保険事業計画の策定 ～介護保険制度への円滑な移行～ 品川区高齢社会保健福祉計画の改定 第三次長期基本計画の策定 ～コミュニティサポート（住民相互の支え合い）の再構築と高齢期の住まいと生活の多様性の確保を～			
	00(平 12) ●介護保険法施行 00(平 12) 品川区介護保険制度推進委員会の設置 00(平 12) ●社会福祉法施行(社会福祉事業法の改正) 00(平 12) ●成年後見制度施行	00(平 12) 老人保健施設「ケアセンター南大井」、高齢者の安心の住まい「さくらハイツ南大井」等の南大井複合施設開設 00(平 12) 西大井に社会福祉法人春光福祉会による特別養護老人ホーム「ロイヤルサニー」(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)開設		00(平 12) 品川区介護サービス向上委員会設置 00(平 12) 特別養護老人ホーム入所調整会議の設置
	99～00(平 11～12) 第三次品川区長期基本計画策定 01(平 13) 組織改正により保健高齢事業部設置	01(平 13) 在宅サービスセンター「月見橋の家」開設	00(平 12) オーク中延(9 戸)開設	01(平 13) 中延第二、戸越台第二、南大井第二、上大崎第二在宅介護支援センター開設
	01～02(平 13～14) 「区民健康づくりプラン品川」策定 02(平 14) ●健康増進法成立 02(平 14) 「品川区地域福祉計画」策定 02(平 14) 「いきいき計画 21」改定 (品川区高齢社会保健福祉総合計画・第二期品川区介護保険事業計画)			02(平 14) 東品川第二、西大井第二在宅介護支援センター開設 02(平 14) 品川福祉カレッジ開設 02(平 14) 品川成年後見センター開設
2003 年 (平成 15 年) ～2005 年 (平成 17 年) 【第二期】	「いきいき計画 21」(品川区高齢社会保健福祉総合計画・第二期品川区介護保険事業計画)の改定 ～介護保険制度の定着～ 品川区地域福祉計画の策定			
		03(平 15) 「グループホーム温々」開設		03(平 15) 市町村特別給付「身近でリハビリ」「水中運動」実施 03(平 15) 介護・障害者福祉サービス向上委員会に組織を改正 03(平 15) 高齢者筋力向上トレーニング事業、ふれあい健康塾。モデル実施(平 16 年～本格化)
	03(平 15) ●高齢者介護研究会報告書「2015 年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」			
	04(平 16) 組織改正により福祉高齢事業部設置 05(平 17) ●介護保険法改正 05(平 17) ●障害者自立支援法成立	04(平 16) 「ケアホーム西五反田」「さくらハイツ西五反田」等高齢者複合施設を開設 05(平 17) 「グループホーム ロイヤル西大井」開設		04(平 16) いきいき脳の健康教室実施 05(平 17) 品川福祉カレッジ「認知症専門コース」開設 05(平 17) 介護予防システムの検討「マニュアル」の作成
	05(平 17) 第三期品川区介護保険事業計画の改定			

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2006 年 (平成 18 年) ～2008 年 (平成 20 年)	「いきいき計画 21」(品川区高齢社会保健福祉総合計画・第三期品川区介護保険事業計画)の改定 ～介護予防の充実～			
【第三期】	06(平 18)●改正介護保険法施行(新予防給付・地域密着型サービス創設)			06(平 18) 介護予防事業実施 ・身近でトレーニング ・マシンでトレーニング ・水中トレーニング ・予防ミニデイ ・いきいき脳の健康教室 ほか
	06(平 18)●介護サービス情報の公表制度開始 06(平 18) 特別養護老人ホーム等の施設を管理委託制度から指定管理者制度へ移行 06(平 18)●障害者自立支援法施行	06(平 18) 地域密着型特定施設 ファミリアガーデン品川開設		
	07(平 19) 品川福祉カレッジ「社会福祉士養成課程」開設 07(平 19) 福祉有償運送運営協議会 おでかけ移送サービス開始			07(平 19) 介護予防事業として新たに「わくわくクッキング」開始
	07(平 19) 認知症サポーター養成事業開始 07(平 19) 団塊世代調査・高齢者一般調査の実施 07(平 19) 地域密着型サービスの指導検査の計画的実施	07(平 19) 旧亀田邸跡地にグループホーム小山・小規模多機能型居宅介護小山倶楽部開設		07(平 19) 認知症対応型通所介護成幸在宅サービスセンターサービス開始
	07(平 19)●介護給付適正化計画策定 07(平 19) 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画改定	07(平 19) グループホームミモザ品川八潮開設		07(平 19) 認知症対応型通所介護ミモザ品川八潮開設
	08(平 20) 品川区基本構想策定			
	08(平 20) 地域貢献ポイント事業開始 08(平 20) 都) 医療費適正化計画策定	08(平 20) グループロイヤル中延・小規模多機能型居宅介護ロイヤル中延開設		08(平 20) 特養ホームの屋上を活用した介護予防事業「いきいきうんどう教室」開始
		09(平 21) 原小学校改修 高齢者施設・保育園整備 ケアホーム西大井こほうえん開設 09(平 21) 旧都南病院跡地に地域密着型サービス施設・保育園を開設 グループホーム東大井 小規模多機能型居宅介護 東大井倶楽部 地域密着型ケアハウス ケアホーム東大井		

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2009 年 (平成 21 年) ～2011 年 (平成 23 年)	第四期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～地域で支えるしくみの充実～			
【第四期】	09(平 21) ●改正介護保険法施行 (介護従事者処遇改善等のための介護報酬 3 %増額改定) 品川区介護従事者処遇改善基金条例制定 09(平 21) 長期基本計画策定 09(平 21) 組織改正により健康福祉事業部・高齢者福祉課に名称変更	09(平 21) 小規模多機能型居宅介護 ほほえみサロ ン品川宿開設		09(平 21) 市町村特別給 付(要支援者夜間対応 サービス、通院等外出 介助サービス、地域密 着型ケアハウスサー ビス) 実施 10(平 22) 小山台在宅介 護支援センター開設 10(平 22) サービス評価・ 向上に関する機能を 介護・障害者福祉サー ビス向上委員会から 介護保険制度推進委 員会の下部組織とし てモニタリング等調 査部会に移行 10(平 22) 国のモデル事 業として 24 時間対応 の定期巡回・随時対応 サービス事業を実施 (平成 23 年度につい ても継続実施) 11(平 23) 認知症対応型 通所介護 くおりあ 開設
	10(平 22) 品川第二地区において支え愛・ほっとステーション事業をモデル実施			
	11(平 23) 第 2 期品川区地域福祉計画策定	11(平 23) 八潮南特別養護老人ホーム グループホ ーム八潮南開設		
	11(平 23) 荏原第二地区において支え愛・ほっとステーション事業をモデル実施			
	11(平 23) ●「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革本部決定)			
		11(平 23) 小規模多機能型居宅介護 ぶらりす開設 11(平 23) 民間との連携 による高齢者 住宅(高齢者 優良賃貸住宅) コムニカ開設		

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2012 年 (平成 24 年) ～2014 年 (平成 26 年)	第五期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～システムと地域で在宅生活を支える～			
【第五期】	12(平 24) ●改正介護保険法施行（新サービスの創設、保険料の上昇緩和のための財政安定化基金の取り崩し、処遇改善交付金の介護報酬化、在宅・施設で 1.2%増額改定） 12(平 24) ●社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正施行（介護福祉士や研修を受けた介護職員によるたんの吸引等の実施） 12(平 24) ●キャリア段位制度開始	12(平 24) サービス付き高齢者向け住宅 区立大井町高齢者住宅開設 12(平 24) グループホーム あいびーの家ふたば開設 12(平 24) 小規模多機能型居宅介護 大井町倶楽部開設 13(平 25) 小規模多機能型居宅介護 おもてなし開設 13(平 25) グループホーム きらら品川荏原開設 13(平 25) 小規模多機能型居宅介護 けめともの家・品川八潮開設	12(平 24) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の地域連携によるサービス提供開始	
	13(平 25) ●社会保障・税一体改革及び社会保障制度改革国民会議の報告書に基づく介護保険制度改革の推進 13(平 25) ●「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」（平成 25 年度～29 年度）の推進 13(平 25) 品川区地域医療連携会議設置 13(平 25) 民間企業と連携した高齢者地域見守りネットワーク事業に関する協定締結			
	14(平 26) ●消費税増税（5%→8%） 消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設 14(平 26) ●地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律公布（医療法関係は平成 26 年 10 月以降、介護保険法関係は平成 27 年 4 月以降など、順次施行、介護保険法関係は地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を推進） 14(平 26) 長期基本計画改訂	14(平 26) グループホーム あんしんケアホーム小山開設 14(平 26) 杜松小学校跡地に地域密着型サービス施設を開設 ・杜松特別養護老人ホーム（区内初の地域密着型） ・グループホーム杜松 ・小規模多機能型居宅介護 杜松倶楽部 14(平 26) グループホーム carna 五反田・小規模多機能ホーム carna 五反田・サービス付き高齢者向け住宅 carna 五反田開設	14(平 26) 認知症対応型通所介護 大崎在宅サービスセンター開設	

●は国の動き

() 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2015 年 (平成 27 年) ～2017 年 (平成 29 年) 【第六期】	第六期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～地域包括ケアシステムの拡充～			
	15(平 27) しながわ健康プラン 21 の策定 15(平 27) 品川区障害者計画・障害福祉計画策定 15(平 27) 組織改正により福祉部・高齢者福祉課に名称変更 15(平 27) ●改正介護保険法施行（在宅医療・介護連携の推進、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能への重点化、低所得者への保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担を 2 割へ引き上げ、全体で-2.27%の介護報酬改定） 15(平 27) 認知症対策プロジェクト開始	15(平 27) 大井認知症高齢者グループホーム開設 15(平 27) サービス付き高齢者向け住宅 開設 ・そんぼの家 S 西大井 ・ケアホスピタル西小山 15(平 27) 杜松倶楽部が区内初の看護小規模多機能型居宅介護へ移行	15(平 27) サービス付き高齢者向け住宅 開設 ・そんぼの家 S 西大井 ・ケアホスピタル西小山 17(平 29) 看護小規模多機能型居宅介護 けめともの家・カンタキ 西大井開設	15(平 27) 介護予防・日常生活支援総合事業開始 15(平 27) 在宅医療・介護連携推進事業開始 17(平 29) 介護予防・日常生活支援総合事業の体系化・整理
2018 年 (平成 30 年) ～2020 年 (令和 2 年) 【第七期】	第七期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアの推進～			
	18(平 30) 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定 18(平 30) ●改正社会福祉法施行（地域福祉の推進、包括的な支援体制の整備、地域共生社会の実現） 18(平 30) ●改正介護保険法施行（質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進、共生型サービスを創設、介護医療院の創設、居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲、全体で+0.54%の介護報酬改定）	18(平 30) ソピア御殿山開設 18(平 30) 小規模多機能型居宅介護 ぶらりす・湯～亀 SUN 開設 18(平 30) ●一定以上の所得のある利用者の自己負担を 3 割へ引き上げ 19(平 31) グランアークみづほ開設 19(平 31) 第 3 期品川区地域福祉計画策定 19(令元) ●低所得者への保険料軽減の拡充 19(令元) グループホーム 花物語しながわ・小規模多機能型居宅介護 花織しながわ開設		
	20(令 2) 新型コロナウイルス感染症拡大にともなう、介護従事者への業務継続支援金の給付、PCR 検査の実施			

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2021 年 (令和 3 年) ～2023 年 (令和 5 年) 【第八期】	第八期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現～			
	21(令 3) ●改正介護保険法施行（地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、認知症共生社会の推進、介護・福祉職員の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を図る、全体で+0.70%の介護報酬改定） 21(令 3) ●改正社会福祉法施行（重層的支援体制整備事業の創設） 21(令 3) 品川区成年後見制度利用促進基本計画策定 24(令 6) ●共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行			
2024 年 (令和 6 年) ～2026 年 (令和 8 年) 【第九期】	第九期品川区介護保険事業計画「いきいき計画 21」の改定 ～地域包括ケアの充実による地域共生社会の推進～			
	24(令 6) 第 4 期品川区地域福祉計画策定 24(令 6) ●孤独・孤立対策推進法施行 24(令 6) ●改正介護保険法施行（地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保） 24(令 6) ●全体で+1.59%(介護職員の処遇改善 0.98%、その他 0.61%)の介護報酬改定 25(令 7) ●団塊世代が後期高齢者となる			

●は国の動き

3. 住民基本台帳による地区別人口および高齢者数

	H12			H15			H18		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	317,516	53,732	16.9%	323,919	58,834	18.2%	334,470	62,764	18.8%
品川	54,060	8,676	16.0%	55,290	9,750	17.6%	58,945	10,693	18.1%
大崎	40,982	6,818	16.6%	44,237	7,553	17.1%	47,898	8,230	17.2%
大井	78,317	12,625	16.1%	79,886	13,828	17.3%	83,532	14,871	17.8%
荏原	129,126	24,142	18.7%	130,178	25,864	19.9%	130,642	26,794	20.5%
八潮	15,031	1,471	9.8%	14,328	1,839	12.8%	13,453	2,176	16.2%

(各年1月1日現在)

(単位:人)

注)品川:品川第1・第2、大崎:大崎第1・第2、大井:大井第1～第3、荏原:荏原第1～第5

	H21			H24			H27			H30		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	345,413	68,018	19.7%	353,502	70,748	20.0%	372,077	78,285	21.0%	387,622	81,446	21.0%
品川 品川第1	23,248	4,942	21.3%	23,988	5,198	21.7%	25,832	5,921	22.9%	29,327	6,247	21.3%
品川 品川第2	27,678	4,825	17.4%	28,432	5,142	18.1%	30,192	5,857	19.4%	31,251	6,153	19.7%
大崎 大崎第1	40,689	6,998	17.2%	43,544	7,352	16.9%	47,995	8,123	16.9%	51,340	8,605	16.8%
大崎 大崎第2	21,338	4,092	19.2%	23,158	4,258	18.4%	24,506	4,618	18.8%	25,020	4,847	19.4%
大井 大井第1	43,172	7,544	17.5%	44,022	8,005	18.2%	48,271	9,089	18.8%	53,086	9,689	18.3%
大井 大井第2	22,999	4,112	17.9%	22,927	4,183	18.2%	22,505	4,518	20.1%	22,505	4,564	20.3%
大井 大井第3	21,007	4,430	21.1%	21,546	4,643	21.5%	22,246	5,097	22.9%	22,620	5,240	23.2%
荏原 荏原第1	28,608	5,348	18.7%	28,780	5,446	18.9%	29,325	5,978	20.4%	29,204	6,081	20.8%
荏原 荏原第2	19,712	4,170	21.2%	20,196	4,297	21.3%	21,285	4,728	22.2%	21,715	4,896	22.5%
荏原 荏原第3	34,866	7,554	21.7%	35,407	7,731	21.8%	36,920	8,285	22.4%	37,412	8,437	22.6%
荏原 荏原第4	29,515	6,585	22.3%	29,564	6,674	22.6%	31,068	7,208	23.2%	32,006	7,328	22.9%
荏原 荏原第5	19,719	4,795	24.3%	19,545	4,842	24.8%	19,590	5,153	26.3%	19,999	5,300	26.5%
八潮	12,862	2,623	20.4%	12,393	2,977	24.0%	12,342	3,710	30.1%	12,137	4,059	33.4%

	H31			R2			R3			R4		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	394,700	81,680	20.7%	401,704	81,813	20.4%	406,404	82,149	20.2%	403,699	81,970	20.3%
品川 品川第1	29,983	6,236	20.8%	30,575	6,294	20.6%	30,487	6,372	20.9%	30,673	6,351	20.7%
品川 品川第2	31,442	6,179	19.7%	33,589	6,248	18.6%	35,564	6,304	17.7%	35,410	6,354	17.9%
大崎 大崎第1	53,530	8,742	16.3%	54,169	8,801	16.2%	54,059	8,892	16.4%	53,443	8,898	16.6%
大崎 大崎第2	25,595	4,872	19.0%	26,116	4,883	18.7%	25,886	4,937	19.1%	25,587	4,923	19.2%
大井 大井第1	54,475	9,753	17.9%	56,090	9,801	17.5%	56,571	9,927	17.5%	56,173	9,989	17.8%
大井 大井第2	22,829	4,601	20.2%	23,174	4,609	19.9%	24,385	4,680	19.2%	24,582	4,666	19.0%
大井 大井第3	22,848	5,224	22.9%	22,986	5,206	22.6%	23,245	5,171	22.2%	22,965	5,118	22.3%
荏原 荏原第1	29,375	6,026	20.5%	29,417	6,007	20.4%	30,475	6,005	19.7%	30,734	6,025	19.6%
荏原 荏原第2	21,971	4,890	22.3%	22,149	4,867	22.0%	22,204	4,866	21.9%	22,239	4,854	21.8%
荏原 荏原第3	38,024	8,403	22.1%	38,551	8,382	21.7%	38,484	8,333	21.7%	37,893	8,220	21.7%
荏原 荏原第4	32,226	7,314	22.7%	32,545	7,261	22.3%	32,535	7,234	22.2%	32,121	7,229	22.5%
荏原 荏原第5	20,253	5,285	26.1%	20,304	5,245	25.8%	20,439	5,169	25.3%	20,232	5,061	25.0%
八潮	12,149	4,155	34.2%	12,039	4,209	35.0%	11,710	4,259	36.4%	11,647	4,282	36.8%

	R5			R6		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	404,196	81,404	20.1%	408,280	80,989	19.8%
品川 品川第1	30,943	6,374	20.6%	31,247	6,389	20.4%
品川 品川第2	35,761	6,314	17.7%	36,152	6,348	17.6%
大崎 大崎第1	54,214	8,882	16.4%	54,904	8,930	16.3%
大崎 大崎第2	25,548	4,883	19.1%	25,843	4,872	18.9%
大井 大井第1	56,279	9,953	17.7%	56,897	9,902	17.4%
大井 大井第2	24,599	4,624	18.8%	24,661	4,595	18.6%
大井 大井第3	22,761	5,085	22.3%	22,822	5,058	22.2%
荏原 荏原第1	30,869	5,967	19.3%	31,180	5,924	19.0%
荏原 荏原第2	22,072	4,791	21.7%	22,100	4,731	21.4%
荏原 荏原第3	37,643	8,090	21.5%	38,034	7,966	20.9%
荏原 荏原第4	32,104	7,145	22.3%	32,360	7,099	21.9%
荏原 荏原第5	20,237	4,992	24.7%	20,481	4,915	24.0%
八潮	11,588	4,304	37.1%	11,599	4,260	36.7%

4. 品川区介護保険制度推進委員会

(1) 設置および運営

＜設置根拠＞ 品川区介護保険制度に関する条例 第10条

品川区介護保険に関する条例施行規則 第4条

介護保険事業の実施状況を把握して、その評価を行うことにより事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑で公正な運営を図るため、区長の附属機関として「品川区介護保険制度推進委員会」を設置します。

① 所掌事項

介護保険事業計画およびその他介護保険制度にかかる施策について審議します。

＜審議事項＞

- ・介護保険事業の収支状況
- ・介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況
- ・その他介護保険事業計画の円滑な推進のために必要な事項

＜諮問事項＞

- ・条例第11条に関する事項（在宅サービスの種類支給限度基準額）
- ・条例第12条に関する事項（市町村特別給付）
- ・条例第12条の2に関する事項（保健福祉事業）

② 委員構成 20名以内

学識経験者等 2名、被保険者代表 9名、事業者代表 9名で構成

③ 委員の任期 3年

(2) 委員名簿（第VIII期：任期 令和3年7月1日～令和6年6月30日）

（敬称略）

学 識 経 験 者	委員長	熊本 博之	明星大学 人文学部 人間社会学科 教授
	委 員	遠藤 征也	一般財団法人 長寿社会開発センター 事務局長
被保険者 代 表	委 員	関 召一（R3年7月～R4年5月）	品川区区政協力委員会協議会会長
		金子 正秀（R4年5月～）	
		岡村 佐智子（R3年7月～R4年12月）	民生委員協議会会長
		田尻 成樹（R4年12月～）	
		中井 保夫	品川区高齢者クラブ連合会大井地区会長
		久保 しのぶ	品川区身体障害者友和会会計責任者
		伊井 晴子	品川区商店街連合会女性部長（南品川商店街）
事業者 代 表	委 員	石橋 進一 中越 勝 升崎 葉子 佐藤 孝雄	公募委員
		大串 史和（R3年7月～R5年3月）	品川区社会福祉協議会事務局長
		榎本 圭介（R5年4月～）	
		浅野 優	品川区医師会会長
		木内 茂之	荏原医師会会長
		鈴木 治仁	荏原歯科医師会 地域保健医療福祉委員会 委員長
		浅川 正幸	品川区薬剤師会理事
		上條 浩	品川区柔道整復師会支部長
		内野 京子（R3年7月～R5年4月）	社会福祉法人 三徳会 総施設長
		大迫 正晴	社会福祉法人 東京蒼生会 監事
		渡邊 義弘	NPO法人品川ケア協議会 理事

(3) 検討経過

		検 討 内 容
R3年度	第1回 (8月4日) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催	・委員会の運営について ・第八期品川区介護保険事業計画について ・令和2年度品川区介護保険制度の運営状況について ・委員会の進め方について
	第2回 (3月16日) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催	・令和4年度予算案について ・地域密着型サービス運営委員会について ・モニタリング等調査部会について
R4年度	第3回 (7月27日)	・令和3年度品川区介護保険制度の運営状況について ・委員会の進め方について
	第4回 (2月1日)	・第八期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について ・日常生活圏域ニーズ調査の実施について
	第5回 (3月29日)	・令和5年度予算について ・第八期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について
R5年度	第6回 (7月26日)	・令和4年度品川区介護保険制度の運営状況について ・第八期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について
	第7回 (10月18日)	・第八期介護保険事業計画における各プロジェクトの検証について ・日常生活圏域ニーズ調査結果報告
	第8回 (12月27日)	・第九期品川区介護保険事業計画(案)について ・今後のスケジュールについて
	第9回 (3月28日)	・令和6年度予算について ・モニタリング等調査部会について ・地域密着型サービス運営委員会について ・第九期品川区介護保険事業計画について

(4) モニタリング等調査部会について

<設置趣旨>

介護サービスの評価・質の向上の取り組みについては、介護保険制度創設時（平成12年4月）から、「介護サービス向上委員会」を設置し、利用者への良質なサービス提供と事業者の育成支援のため、品川区独自のサービス評価を実施してきました。平成22年度に、その機能を介護保険制度全般の進行管理組織である品川区介護保険制度推進委員会へ移行し、引き続き介護サービスの評価・質の向上の取り組みについて検討するため、品川区介護保険制度推進委員会の下部組織として「品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会」を設置しました。

<設置根拠> 品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会設置要綱

<組 織> 部会は、専門委員4名で組織し、品川区介護保険制度推進委員会の互選により選出する委員2名および区長が指定する者2名で構成されます。

<所掌事項>

- ・介護サービスに関する苦情への対応状況の確認。
- ・介護サービスの改善に必要な指導・助言。
- ・介護サービス評価・向上のしくみの調査・研究。
- ・その他介護サービスの質の向上に必要な事項の検討を行うこと。

<任 期> 3年間（再任可） ※令和3年7月1日～令和6年6月30日

<検討経過>

		検 討 内 容
R3年度	-	（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期）
R4年度	-	（※新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期）
R5年度	第1回 （3月13日）	・介護保険に関する苦情の処理状況について ・品川区における介護サービスの苦情統計について ・令和5年度モニタリングアンケート調査結果について

5. 地域包括支援センター運営協議会

(1) 設置根拠

介護保険法 第115条の46

介護保険法施行規則 第140条の66

地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年3月制定）

(2) 協議事項

①地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関する次に掲げる事項の承認

- ・センターの担当する圏域の設定
- ・センターの設置、変更および廃止ならびにセンターの業務の法人への委託またはセンターの業務を委託された法人の変更
- ・センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- ・センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- ・その他委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

②センターの運営の公正性および中立性に関する評価

③その他センターの運営について必要と認められる事項

(3) 委員構成

地域包括支援センター運営協議会における審議事項は、介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るものであり、他の介護保険制度の施策とともに品川区介護保険制度推進委員会で審議することが適当です。そのため、地域包括支援センター運営協議会は、品川区介護保険制度推進委員会がこれを兼ねます。

(4) 検討経過

		検 討 内 容
R3年度	第30回 (8月4日)	・令和2年度介護予防プラン作成・介護予防事業の実施状況について
	第31回 (3月16日)	・令和4年度予防支援事業の委託について
R4年度	第32回 (7月27日)	・令和3年度介護予防プラン作成・介護予防事業の実施状況について
	第33回 (3月29日)	・令和5年度介護予防支援等事業の委託について
R5年度	第34回 (7月26日)	・令和4年度介護予防プラン作成・介護予防事業の実施状況について
	第35回 (3月28日)	・令和6年度介護予防支援等事業の委託について

6. 品川区介護認定審査会

(1) 設置根拠

- ・介護保険法 第14—17条、介護保険法施行令第5—10条
- ・品川区介護保険制度に関する条例 第9条
- ・品川区介護保険に関する条例施行規則 第2、3条

(2) 委員構成

- ・委員数 70名以内
保健・医療・福祉に関する専門家で構成
- ・任期 2年

(3) 審査会

- ・定数 1 審査会につき 委員5名（うち医療系委員2名）
- ・合議体数 6

(4) 認定申請受付数・審査件数

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
新規	3,137	2,919	3,221	3,164	3,120	2,825	2,387	2,572
更新	6,426	8,016	8,724	8,812	9,436	5,791	8,872	7,408
状態変更	330	517	610	723	769	949	1,278	1,238
合計	9,893	11,452	12,555	12,699	13,325	9,565	12,537	11,218
審査件数	9,631	11,211	12,250	12,255	12,855	9,611	12,053	10,791
審査会回数	136	175	202	204	206	177	216	197

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新規	2,833	2,979	3,341	3,397	3,554	3,573	3,611	3,336
更新	8,320	7,443	9,087	8,323	8,689	8,211	9,807	10,024
状態変更	1,390	1,623	1,841	1,947	2,090	2,233	2,259	2,151
合計	12,543	12,045	14,269	13,667	14,333	14,017	15,677	15,511
審査件数	11,690	11,686	13,837	13,313	13,935	13,548	15,077	15,053
審査会回数	214	202	212	211	234	236	258	259

	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規	3,550	3,540	3,403	3,502	3,294	3,591	3,912	3,113
更新	6,408	9,198	8,609	8,654	4,579	8,179	11,070	8,523
状態変更	2,289	2,330	2,428	2,449	2,449	2,921	2,778	2,347
合計	12,247	15,068	14,440	14,605	10,322	14,691	17,760	13,983
審査件数	11,538	14,373	14,252	14,705	8,725	9,067	9,756	8,828
審査会回数	235	246	248	242	128	141	141	150

※令和5年度はいずれも令和5年4月～令和6年1月まで

7. 地域密着型サービス運営委員会

(1) 設置根拠

介護保険法 第78条の2第7項

品川区地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年4月制定）

(2) 協議事項

- ①事業者の指定に関する事
- ②指定事業者に対する指導および監督等の結果に関する事
- ③その他、委員会の協議に付すことが必要と認められる事項

(3) 委員構成（任期：2年）

- ①介護保険の被保険者（第1号および第2号）
- ②介護サービスおよび介護予防サービスの利用者
- ③介護サービスおよび介護予防サービスに関する事業者
- ④地域における保健・医療・福祉関係者
- ⑤学識経験者

(4) 検討経過

		検 討 内 容
R3年度	※新規指定申請がなかったため未実施	
R4年度	第1回 (3月20日)	・ P2M Care ALK. 見学 ・ 新規指定、指定更新事業所について 等
R5年度	※新規指定申請がなかったため未実施	

8. 特別養護老人ホーム入所調整基準

平成 26 年 11 月作成

区分	要介護度	年齢	介護期間	介護状況等
点数	30 点	20 点	20 点	30 点
配点 内容	① 要介護 3 15 点 ② 要介護 4 25 点 ③ 要介護 5 30 点	① 75 歳以上～ 5 点 ② 80 歳以上～ 10 点 ③ 85 歳以上～ 15 点 ④ 90 歳以上～ 20 点	① 6 ヶ月以上～1 年未満 5 点 ② 1 年以上～2 年未満 10 点 ③ 2 年以上～5 年未満 15 点 ④ 5 年以上～ 20 点 ※注 1	(1)介護者が老年 (2)複数の人を介護 (3)介護者が就労中 (4)介護者が病弱等 (5)障害者(児)・乳幼児 を養育しながら介護 (6)介護者がいないひとり暮らし (7)要介護 4 未満で認知 症自立度がⅡb 以上 (8)その他 ※注 2、3

※注 1 「介護期間」は要介護 1 以上の状態から起算し、基準日までの介護期間とします。
(入院・入所期間を含む)

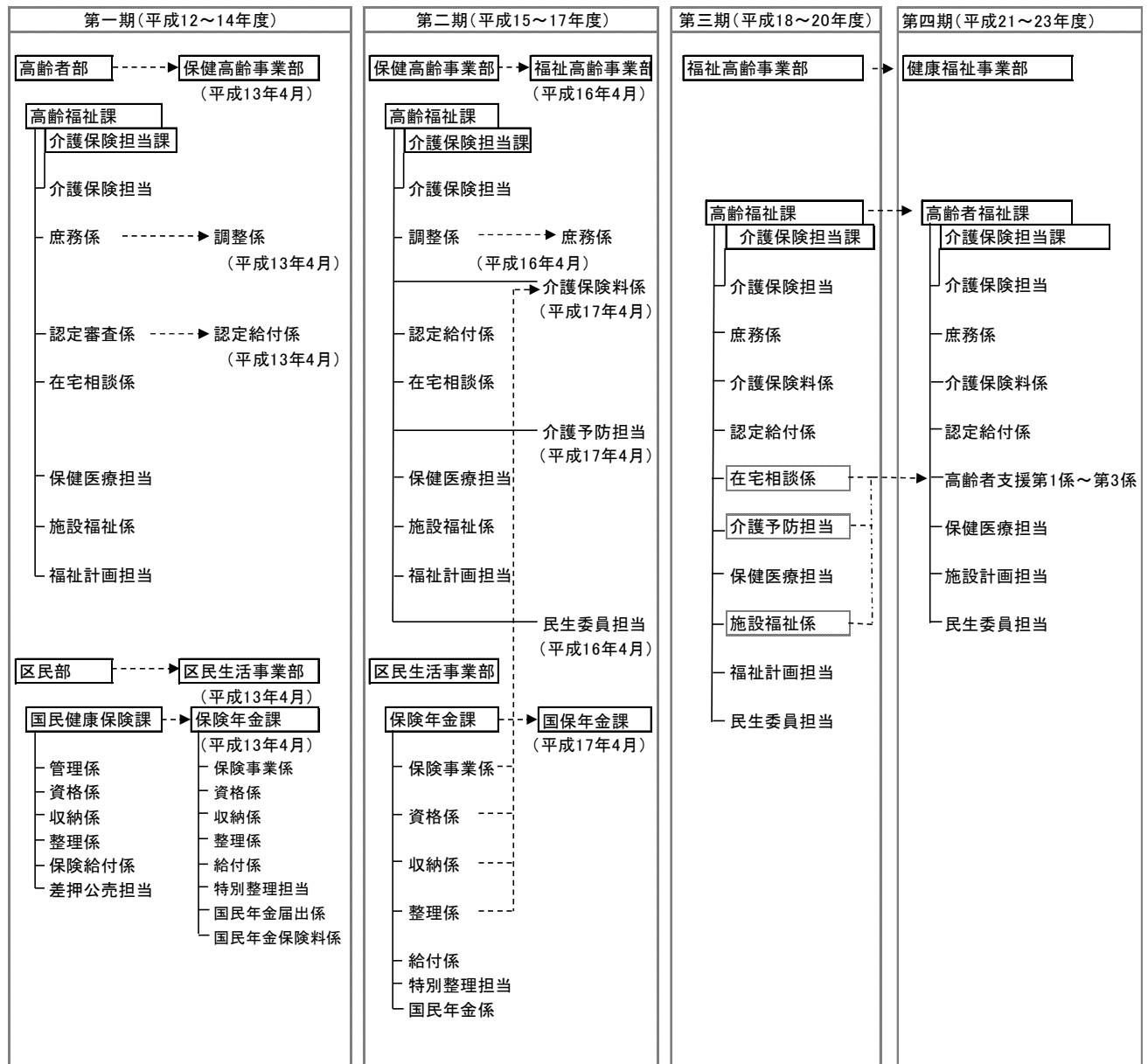
※注 2 「介護状況等」は 1 項目 10 点とします。ただし、入院・入所中の方については
(1)～(6)を各 5 点とします。

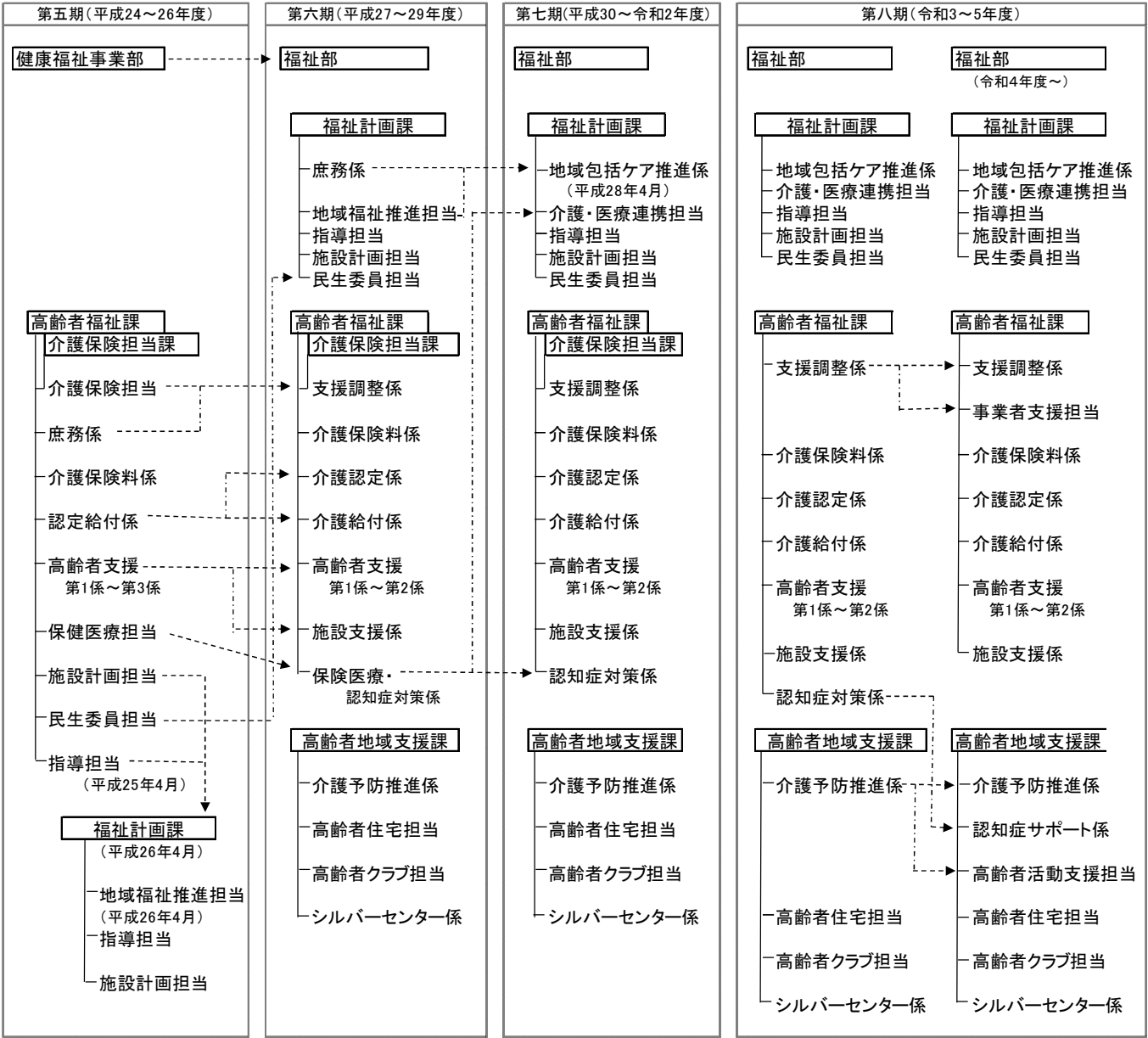
※注 3 「介護状況等」の加点は最大 3 項目、30 点までとします。

9. 品川区における介護保険と高齢者保健福祉サービス体系

< 公的介護保険・法定サービス >				< 横出しサービス >	< 高齢者福祉施策 >
《施設サービス》	《在宅サービス》	《介護予防サービス》	《介護予防・日常生活支援総合事業》	《市町村特別給付》	
① 特別養護老人ホーム	① 訪問介護 ② 訪問入浴 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活・療養介護 ⑨ 特定施設入居者生活介護 ⑩ 福祉用具貸与・購入費の支給 ⑪ 住宅改修費の支給 ・ 居宅介護支援（ケアマネジメント）	① 介護予防訪問入浴 ② 介護予防訪問看護 ③ 介護予防訪問リハビリテーション ④ 介護予防居宅療養管理指導 ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所生活・療養介護 ⑦ 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑧ 介護予防福祉用具貸与・購入費の支給 ⑨ 住宅改修費の支給 ・ 介護予防支援（介護予防ケアマネジメント） ※介護予防訪問介護 ※介護予防通所介護 品川区総合事業の予防訪問事業・予防通所事業に移行	① 介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス ・ 予防訪問事業 ・ 生活機能向上支援訪問事業 ・ 管理栄養士派遣による栄養改善事業 ・ 柔道整復師による機能訓練訪問事業 ・ すけっとサービス事業 ○通所型サービス ・ 予防通所事業 ・ いきいき活動支援プログラム ・ はつらつ健康教室 ・ 地域ミニデイ ○介護予防支援事業（ケアマネジメント） ② 一般介護予防事業 ○運動系介護予防事業 ・ カラダ見える化トレーニング ・ マシンでトレーニング ・ うんどう機能トレーニング ・ 水中トレーニング ・ 身近でトレーニング ・ 健康やわら体操 ・ うんどう教室 ・ 予防ミニデイ ・ ふれあい健康塾 ・ しながわ出会いの湯 ○認知症予防事業 ・ 脳力アップ元気教室 ・ 計画力育成講座 ○栄養改善事業 ・ シニアのためのやさしい手料理教室 ・ わくわくクッキング ・ 地域貢献ポイント事業 ③ 包括的支援事業・任意事業 ・ 医療連携の促進 ・ 介護保険給付適正化事業 ・ 在宅介護者研修・支援事業 ・ 住宅改修アドバイザー派遣事業 ・ A L S 患者コミュニケーション支援事業 ・ 認知症早期発見・早期診断推進事業	■要支援者夜間対応サービス特別給付 ■通院等外出サービス特別給付 ① 要支援者通院介助サービス ② 要介護者病院内介助サービス	① 介護予防関連事業等 ・ ほっとサロン ・ 健康塾 ・ 健康学習・健康相談 など ② 安否確認 ・ 救急代理通報システム ・ 徘徊高齢者探索システム ・ 地域見守り活動への助成 ・ 避難行動要支援者名簿の作成 ・ 高齢者相談員 ③ 地域の支え合い ・ さわやかサービス ・ 支え愛・ほっとステーション ④ その他 ・ 住宅改修助成 ・ 訪問歯科診療 ・ 訪問理美容 ・ 敬老杖の支給 ・ 紙おむつの支給 ・ 入院中の紙おむつ代助成事業 ・ 車いす貸出 ・ 福祉タクシー ・ かかりつけ医（歯科医）紹介窓口 ・ 民間賃貸住宅居住高齢者生活支援サービス など
② 介護老人保健施設					
③ 介護医療院	《地域密着型サービス》 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 認知症対応型通所介護 ④ 小規模多機能型居宅介護 ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護 ⑥ 認知症高齢者グループホーム ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧ 地域密着型特別養護老人ホーム ⑨ 地域密着型通所介護	《地域密着型介護予防サービス》 ① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 ③ 介護予防認知症認知症高齢者グループホーム			

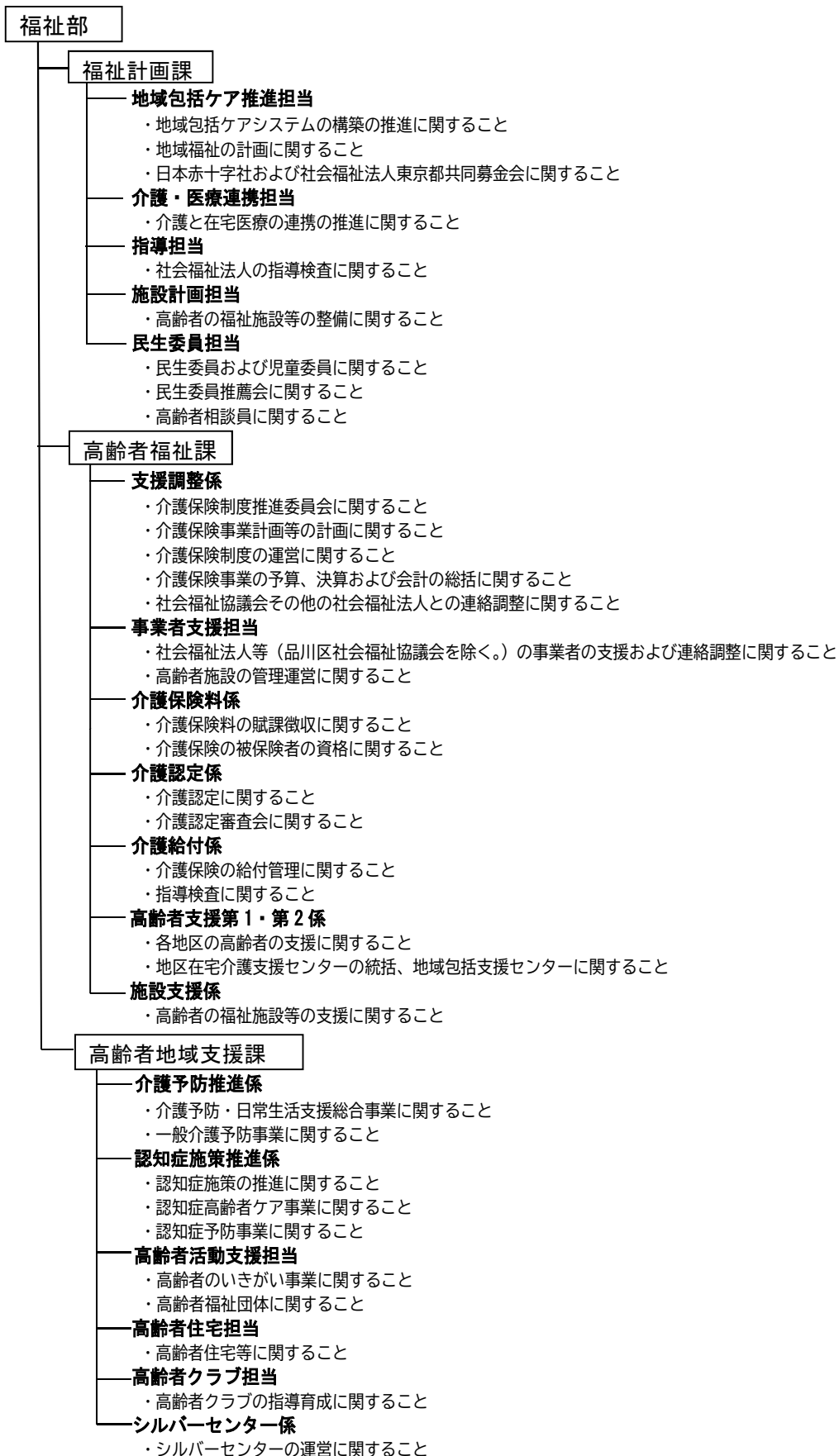
10. 介護保険制度担当組織の変遷





11. 介護保険制度担当組織

(令和6年4月～)



12. 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 28 日条例第 19 号
 改正 平成 13 年 3 月 30 日条例第 25 号
 平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号
 平成 18 年 3 月 31 日条例第 18 号
 平成 20 年 3 月 31 日条例第 9 号
 平成 21 年 3 月 31 日条例第 17 号
 平成 24 年 3 月 26 日条例第 14 号
 平成 27 年 3 月 31 日条例第 19 号
 平成 27 年 5 月 28 日条例第 37 号
 平成 30 年 3 月 28 日条例第 13 号
 平成 30 年 7 月 12 日条例第 35 号
 令和元年 7 月 11 日条例第 12 号
 令和 2 年 3 月 31 日条例第 14 号
 令和 3 年 3 月 24 日条例第 9 号
 令和 6 年 3 月 28 日条例第 14 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 制度運営の仕組み（第6条—第10条）
- 第3章 保険給付および保険料（第11条—第23条）
- 第4章 補則（第24条）
- 第5章 罰則（第25条—第27条） 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定めるもののほか、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を総合的に推進するため必要な事項を規定し、もって区民が安心して高齢期を送ることのできる地域社会を創造することを目的とする。

（制度運営の原則）

第2条 介護保険制度は、次に掲げる原則に基づいて運営するものとする。

- （1） 介護を要する高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと。
- （2） 介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること。
- （3） 高齢者等の心身の能力の維持向上とその機能の低下の予防を重視すること。
- （4） 保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること。
- （5） 高齢者等が可能な限り自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること。
- （6） 保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること。
- （7） 地域における住民相互の支援活動との連携が図られること。

（区の責務）

第3条 区は、介護に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 区は、保険者として介護保険事業を健全に運営するとともに、介護サービスの事業基盤の整備および介護サービス事業者間の調整等を行うため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 区は、介護保険制度に関する広報および利用者に対する必要な情報の提供に努めなければならない。

（介護サービス事業者の責務）

第4条 介護サービス事業者は、保険者である区等と協働して、自ら提供する介護サービスの質の向上を図り、事業の適正な運営に努めなければならない。

- 2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1） 利用者およびその家族に対して、適切な相談および助言を行い、介護サービスの内容について理解しやすいように説明して、明確な同意を得ること。

(2) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的な介護サービスの提供を行うこと。

(3) 利用者からの苦情に対しては、これに誠実に対応するとともに、介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

(区民の責務)

第5条 区民は、常に健康の維持に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な介護サービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとする。

2 区民は、保険料の負担ならびに地域における相互の支援活動および介護保険制度運営に対する主体的な参加を通して、制度の健全な運営および発展に寄与するよう努めるものとする。

第2章 制度運営の仕組み

(在宅介護の支援体制の整備)

第6条 区は、各地域の在宅介護支援センターを中心として、介護を要する高齢者等に対する在宅介護に係る相談および支援の体制を整備するものとする。

(認知症高齢者等の権利擁護)

第7条 区は、認知症高齢者等の判断能力の十分でない者であっても、必要な介護サービスが適切に利用できるよう、介護サービス利用者を支援する権利擁護の体制の整備およびその適切な運営に努めなければならない。

(介護サービスの質の向上)

第8条 区は、介護サービスの利用に係る意見、要望および苦情に対して的確に対応するとともに、介護サービスの質の向上が図られるよう必要な体制を整備しなければならない。

(介護認定審査会の委員の定数)

第9条 品川区介護認定審査会の委員の定数は、70人以内とする。

(品川区介護保険制度推進委員会)

第10条 介護保険事業の実施状況を把握し、その評価を行うことにより、事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区介護保険制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、介護保険事業計画およびその他介護保険制度の施策について審議し、区長に意見を述べるができる。

3 推進委員会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 保険給付および保険料

(居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)

第11条 居宅サービスの公平かつ適正な利用を図るため、訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護に関し特に必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第43条第4項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を、規則で定めることができる。

(特別給付)

第12条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第62条に規定する特別給付として、次の各号に掲げる特別給付を行う。

(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付

(2) 通院等外出介助サービス特別給付

2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。

(保健福祉事業)

第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。

(保険料率)

第13条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げるもの 3万2,760円

(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万2,760円

(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万9,000円

- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万1,090円
- (5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万6,300円
- (6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万8,000円
- (7) 次のいずれかに該当する者 8万5,800円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。))が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 9万7,500円
 - ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 11万3,100円
 - ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 12万8,700円
 - ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 14万400円
 - ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 14万8,200円
 - ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 15万6,000円
 - ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イ、第15号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 16万3,800円
 - ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))または次号イもしくは第16号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 18万7,200円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 21万600円

ア 合計所得金額が2,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 25万7,400円

2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、1万9,500円とする。

3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万9,500円」とあるのは、「2万3,400円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万9,500円」とあるのは、「5万700円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。)、口もしくは二もしくは第2号口、第3号口、第4号口、第5号口または第13条第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イもしくは第16号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第16号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5 前条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による保険料の賦課について準用する。

(普通徴収の特例)

第16条 保険料の算定の基礎に用いる当該年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)の課税非課税の別または合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度分の区民税の課税非課税の別および合計所得金額ならびにその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者(以下「世帯員」という。)の前年度分の区民税の課税非課税の別を基に第13条の規定により区分し、その者の区分に応じた当該各号の額を12で除して得た額(区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

第17条から第21条(略)

(保険料の減免)

第22条 区長は、前条第1項各号に掲げる事由により生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、または免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、区長は、特別の事由があると認める者に対し、規則で定めるところにより、保険料を減額することができる。

3 前2項の規定により保険料の減額または免除を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に当該減額または免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(1) 被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所

(2) 納期限および保険料の額

(3) 減額または免除を受けようとする理由

- 4 第1項および第2項の規定により保険料の減額または免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第23条から第27条 (略)

付 則

第1条から8条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第9条 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第7号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(施行期日)

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条および第15条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

<条例改正の経緯>

■平成13年3月30日条例第25号による改正

- 第22条において、第1号被保険者のうち一定の要件を満たす者の保険料を減額する規定を設けた。
- 改正の趣旨 生活保護は受けてはいないが、保護世帯に近い状況にある者の負担軽減を図るため、保険料を第2段階から第1段階に減額措置することとした。
- なお、この改正は平成13年7月規則第73号により、平成13年10月1日から適用することとした。

■平成15年3月31日条例第11号による改正

- 第12条において、市町村特別給付の実施および実施のための手続きについて規定した。
- 第13条において、平成15年度から平成17年度までの第1号被保険者の保険料を第一期と同額とすることを定めた。
- また、第13条第2項として、平成15年度から平成17年度までの保険料の第3段階と第4段階の境界基準所得金額を250万円とすることを追加した。
- これは、国が境界基準所得金額を200万円とする介護保険法施行令の改正を行ったことに対して、品川区では、改正前250万円で保険料の各段階の構成比率および第1・2段階と第4・5段階の収納額のバランスがとれていることから、国との相違を規定したものである。

■平成18年3月31日条例第18号による改正

- 第13条において、平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者の保険料を定めた。
- 第13条第2項に規定する6段階の保険料率の第5段階と第6段階の境界である基準所得金額を、国の基準の200万円とするため規定を削除した。
- 付則において、平成17年度税制改正により保険料段階が上がる被保険者に対して、経過措置を講じるための規定を定めた。
- 条例第11条に規定する居宅介護サービスにかかる種類ごとの支給限度基準額の規定について、介護予防サービスの規定を削除した。
- その他介護保険法の改正にともない必要となる文言および引用条文の修正を行った。

■平成20年3月31日条例第9号による改正

- 付則において、平成17年税制改正の影響を受ける第1号被保険者に対する介護保険料の経過措置について平成

20年度の延長について規定した。

■平成 21 年 3 月 31 日条例第 17 号による改正

- 第 12 条において、市町村特別給付として新たに実施する事業を規定した。
- 第 13 条において、平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料段階の多段階化を図り 6 段階から 9 段階へと変更した。
- 介護保険施行令の改正にともない、第三期における第 4 段階内の住民税合計課税所得額および公的年金収入の合計額が 80 万円以下の者について新たに保険料率の軽減を図り、第 5 段階を基準額として設定した。

■平成 24 年 3 月 26 日条例第 14 号による改正

- 第 9 条において介護認定審査会の委員定数を 50 人から 70 人に変更した。
- 第 13 条において平成 24 年度から平成 26 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料率段階について、所得の低い層に配慮した負担になるよう第 3 段階を 2 段階に分けるとともに、上位の段階を細分化し能力に応じた負担になるよう、全 13 段階を規定した。
- 条例第 13 条に規定する第 7 段階と第 8 段階の境界基準所得を 200 万円から国の基準である 190 万円とした。

■平成 27 年 3 月 31 日条例第 19 号による改正

- 第 12 条においてリハビリサービス特別給付を廃止した（地域支援事業へ移行）。
- 第 13 条において平成 27 年度から平成 29 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料率段階について、上位の段階を細分化し能力に応じた負担になるよう、全 14 段階を規定した。
- 条例第 13 条に規定する第 7 段階と第 8 段階の境界基準所得を 125 万円から国の基準である 120 万円とし、同様に第 9 段階と第 10 段階の境界基準所得を 300 万円から 290 万円とした。

■平成 27 年 5 月 28 日条例第 37 号による改正

- 第 13 条 2 項において、同条に規定する第 1 段階および第 2 段階の介護保険料率を公費により 0.05 軽減した。

■平成 30 年 3 月 28 日条例第 13 号による改正

- 第 13 条において、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定めた。
- 第 13 条に規定する第 8 段階と第 9 段階の境界基準所得を 190 万円から国の基準である 200 万円とし、第 9 段階と第 10 段階の境界基準所得を 290 万円から国の基準である 300 万円とした。
- 第 13 条において、所得算定にあたって合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を除いた額を用いる規定を整備した。

■平成 30 年 7 月 12 日条例第 35 号による改正

- 第 13 条において、第一号被保険者の保険料段階判定に用いる指標の参照条文である介護保険法施行令が改正され、施行令を引用している条項に変更が生じたため、指標を第 22 条の 2 第 2 項と規定した。

■令和元年 7 月 11 日条例第 12 号による改正

- 第 13 条に規定する保険料減額について、消費税増税を財源として減額対象者・減額金額を拡充した。

■令和 2 年 3 月 31 日条例第 14 号による改正

- 第 13 条に規定する保険料減額について、令和元年度は完全実施時の 2 分の 1 であった減額幅の基準を、令和 2 年度は完全実施後の基準に改めて規定した。

■令和 2 年 12 月 11 日条例第 37 号による改正

- 第 6 条に規定する延滞金の割合に係る特例において、地方税法の一部の改正にともない、延滞金の割合に係る用語が改正された。本条例においても、地方税と同様の取扱いを行っているため、用語のみ改正した。

■令和 3 年 3 月 24 日条例第 9 号による改正

- 第 13 条において、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定めた。
- 第 13 条に規定する第 8 段階と第 9 段階の境界基準所得を 200 万円から国の基準である 210 万円とし、第 9 段階と第 10 段階の境界基準所得を 300 万円から国の基準である 320 万円とした。
- 付則において、合計所得金額の計算にあたり、給与所得の金額および公的年金等に係る所得の金額の合計額から 10 万円を控除すると規定した。

■令和 6 年 3 月 28 日条例第 14 号による改正

- 第 12 条において地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付を廃止した。
- 第 13 条において令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料率段階について、上位の段階を細分化し能力に応じた負担になるよう、全 17 段階を規定した。
- 第 13 条に規定する各保険料率段階の境界基準所得について、国の基準見直しを勘案し改めた。
- 第 13 条に規定する保険料減額について、公費負担の減少により被保険者の負担保険料率が上昇しないよう改めた。

第九期品川区介護保険事業計画

いきいき計画 21

2024（令和6）年4月

発行：品川区福祉部高齢者福祉課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

TEL.03-5742-6728（直通）

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>